

《論 説》

ゲッチンゲン大学とキール学派

小 野 秀 誠

- 第1章 はじめに
- 第2章 特徴
- 第3章 管理職と主要な法学者
- 第4章 むすび

第1章 はじめに

1 序

(1) 本稿は、近代のゲッチンゲン大学の法学部とその教授を検討したものである。筆者は、すでに、マールブルク大学を素材として、18、19世紀の法学部とその教授を検討したことがある（「近代の大学」独法105号29頁）。また、16、17世紀の同大学の法学部とその教授を検討した（「中世の大学」独法108号25頁）。

マールブルク大学の法学部は、19世紀半ばまで、教授数が4人以下の小規模大学であった。ドイツの大学の法学部には、同時代には、いまだ小規模な大学が多いが（トリアーやエルランゲン、チュービンゲンなど。東部ではロシュトック、グライフスヴァルト、ケーニヒスベルクなど）、他方で、法学部の教授数が8人以上の、より大規模な大学もある。19世紀の初頭に設立されたベルリン大学や、再建されたボン大学は、法学部の正教授数10人以上の大規模大学であるが（19世紀末の数字）、中世から比較的大きな大学もある。北西ドイツではゲッ

チンゲン大学、東部のザクセンでは、ライプツヒ大学、南ドイツのハイデルベルク大学などである。

本稿は、比較的大規模な、このゲッチンゲン大学を素材に、教授と担当する講義の関係、教授の地位、学生数と予算の関係などを検討しようとするものである。実証的な裏付けをとることをも予定している。これにより、小規模大学と大規模大学の比較を試みるためである。ちなみに、規模の大小だけではない相違もみられ、一部の大学のみでの検討では見落とされることも多い。

また、比較の上で、マールブルク大学とキール大学にも言及するが、この3つの大学は、創立時期によって、ちょうど以下のように対応している。もっとも古いマールブルク大学の第2期と第3期は、奇しくもキール大学の創設と、ゲッチンゲン大学の創設の時期にあたっている。

なお、トリアー大学とグライフスヴァルト大学についても、比較のためにしばしば参照する。これらの大学は小規模であるが、その起原は、意外に古い。

マールブルク大学	①創設 1527 ~ 1650	② 1653 ~ 1733	③ 1733 ~	→
キール大学		創設 1652		→
ゲッチンゲン大学			創設 1737 ~	→
トリアー大学	1454 年			1798年廃止
グライフスヴァルト大学	1456年			→
エルランゲン大学			創設 1742 ~	→

アルプス以北の神聖ローマ帝国には、1347年に創設のプラハ大学、1365年に創設のウィーン大学、1379年に創設のエルフルト大学、1385年に創設のハイデルベルク大学、1388年に創設のケルン大学(1798年に廃止)などの、より古い大学も存在するが、これらは、その古い時代の実態が明確でないことが多く、本稿では個別の検討の外としている¹⁾。

1) ヨーロッパの大学の詳細な研究として、Rüegg, Geschichte der Universität in Europa, Bde.1-3, 1993-2004.中世の大学についての概観は、I, S.70ff.

なお、ドイツの大学には、とくに設立者名からきた正式名称がある。たとえば、キール大学(Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, *CAU*)、マールブルク大学(Philipps-Universität Marburg)、グライフルヴァルト大学(Ernst-Moritz-Arndt-Universität

(2) また、本稿は、プロイセンに統合された後におけるゲッティンゲン大学とキール大学の比較、さらに、戦前におけるキール学派の成立と、戦後に、彼らを多数収容したゲッティンゲン大学の陣容についてもふれる(第4章)。地理的に近いこの2つの大学には、思いがけない密接な関係がしばしばみられるからである。なお、キール学派の成立には、ナチスに批判的な者やユダヤ系の法学者を追放する前史があり、これは、筆者の亡命法学者に関する別稿に関連している(独法109号29頁)。

2 ゲッティンゲン大学の概観

(1) ゲッティンゲン大学(Georg-August-Universität Göttingen)は、ニーダーザクセン州のゲッティンゲンにある(2019年に、学生数約3万人。住民数は12万人弱である)。ドイツ統一前には、ニーダーザクセン州は、ハノーバー王国の版図であった(もとブラウンシュヴァイク・リューネブルク公国、相続により、1692年に選帝侯国となり、神聖ローマ帝国の解体後に、王国を称した)。ハノーバー王国では、イギリスとの特殊な関係が特徴である。イギリスのスチュアート朝の断絶後(1688年の名誉革命で、ジェームズ2世が廃位され、王位は、その娘メアリー2世とその配偶者ウィリアム3世、ついで、ジェームズ2世の娘アン女王に承継された。アンには、後継者がなく)、ハノーバー選帝侯のGeorg Ludwigは、1714年に、イギリス王ジョージ1世となった。以後は、イギリスと同君連合の関係となる。

大学を創設したのは、ハノーバー選帝侯のGeorg Augustである。同選帝侯は、イギリス国王としては、ジョージ2世となる。創設時期は、1737年であり、

Greifswald, *Alma Mater*)、ゲッティンゲン大学(Georg-August-Universität)などである。再建されたトリアー大学には、こうしたものはない。ほかにも、フランクフルト(マイン)大学では、出身者ゲーテにちなんで、Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main、フランクフルト(オーダー)大学は、Europa-Universität *Viadrina* in Frankfurt (Oder)、エルランゲン大学は、Friedrich-Alexander-Universität Erlangen-Nürnberg, FAUである。下線部のような略称も使用されるので、すこぶる複雑である。

創設が14世紀にまで遡ることのある他の多くの大学に比して、かなり新しい(Oxford大学は13世紀初めに、Cambridge大学は1209/25年の創設。Bologna大学は、12世紀末に遡る)。選帝侯は、故国にも著名な大学の存在を求めたのである。

ゲッティンゲン大学の設立は、比較的新しく啓蒙の時代に近いことから、自然哲学、とくに、数学や物理学などの科学重視を旨とし、中世以来の神学部、法学部、医学部、哲学部のほかに、数学・自然科学部(Die mathematisch-Naturwissenschaftliche Fakultät)、森林学部(Die Forstliche Fakultät、もともと森林大学が存在した)、農学部(Die Landwirtschaftliche Fakultät)などがおかれた。ゲッティンゲン大学で学んだ者には、数学者のガウス(Carolus Fridericus Gauss, 1777.4.30-1855.2.23、ユーロ登場前の旧10マルク札に肖像があった)など、著名人も多い。自然科学に強いことから、ノーベル賞の受賞者は、今日までに45人にもなる²⁾。この数は、ドイツの大学の中でも最大規模である。ほかに、ワイマール憲法の起草者Hugo Preuß、もとの連邦司法大臣のSabine Leutheusser-Schnarrenbergerなども卒業生である。

(2) しかし、ゲッティンゲン大学の名を高めた(実際には低めた)のは、イギリスとの同君連合から離脱した時である。これを契機として、19世紀中ばには、ゲッティンゲン7教授事件(Göttinger Sieben)が生じた。ゲッティンゲン大学の著名な教授グループが免職や追放をうけた事件である。

フランスでは、1830年に、7月革命により、ブルボン朝が倒れ、ルイ・フィリップのオルレアン朝が成立した。革命はベルギーの独立など外国にも影響し、ハノーバー(1814年のウィーン会議後、選帝侯国から王国となる)でも、1833年に、イギリスの影響をうけた自由主義的な憲法が制定された(イギリスとの同君連合は、ジョージ3世、ジョージ4世、ウィリアム4世まで)。しかし、1837年に、ウィリアム4世が死去し、同年に、近親(ジョージ3世の孫)でド

2) ゲッティンゲン大学について、Rüegg, II, S.84ff., S.113 (啓蒙), S.412, S.482 (法学や官房学), S.439 (大学の自由)。

イツ小侯国の家系の王女 Victoria が、イギリスの王位を承継したが(母は Sachsen-Coburg の公女)、男系を優先するハノーバーでは、叔父の Ernst August (位1837-51年)が王位を継いだ(同君連合の終焉)。ヨーロッパの中央部では、中世以来、おおむねサリカ法典に由来する男系優先主義が採用されていることによる³⁾。国王が、この憲法の破棄をし、これに対し、以下の7教授が抗議したのである。法学者では、グリム兄弟とアルブレヒトが知られている。

Friedrich Christoph Dahlmann 歴史学者

Georg Gottfried Gervinus 文学史家

Jacob Grimm と Wilhelm Grimmは、法学者、言語学者

Wilhelm Eduard Albrecht 国法学者

Heinrich Ewald オリエンタ学者

Wilhelm Eduard Weber 物理学者

国王の Ernst August は、これらの教授らを罷免もしくは追放し、ドイツの国論は沸騰した。大学を追われたグリム兄弟は、新企画のドイツ語辞典の編纂にあたり、その後、1840年に、ベルリン大学の教授として招聘された。この事件は、今日でも、大学の自治に対する重大な干渉の象徴とみなされている⁴⁾。

なお、その後、プロイセンとオーストリアの戦争時に、ハノーバー王国は、プロイセンに併合され(1866年)、ゲッチンゲン大学は、プロイセンの大学と

3) 【法実務家】51頁注50参照。イギリスの自由主義的な風潮を阻止しようとしたのである。

4) ドイツ語辞典については、団体に関する別稿参照。グリム兄弟は、法学者でもあるが、ゲッチンゲン大学では、所属は哲学部で、ドイツ語学の担当である。72 Jacob Grimm (1785.1.4-1863.9.20) は、1829年から1837年、79 Wilhelm Grimm (1786.2.24-1859.12.16) は、1835年から1837年、いずれも哲学部のドイツ語担当。Ebel, *Catalogus professorum Göttingensium 1734-1962*, 1962, S.107. なお、Wilhelm は、1831年から35年に員外教授である。Ebel, *ib.*, S.123. (以下、Ebelは、名と頁数のみで引用する)。また、1751年から2001年の間の教授については、Arndt, *Göttinger Gelehrte, Die Akademie der Wissenschaften zu Göttingen in Bildnissen und Würdigungen 1751-2001*, 2001がある。たとえば、イエーリング(Bd.1, S.258)やグリム兄弟(Bd.1, S.116, 118)、ブランク(Bd.1, S.298)である。

なった。地理的に東西に分裂していたプロイセンは、この併合により東西（エルベ以東とラインラント）の領域の結合に成功したのである。

(3) ゲッチェンゲン大学には、著名な法学者も多いが、とくにイエーリング（Rudolf von Jhering, 1818.8.22-1892.9.17）は、1872年に、ウィーンからゲッチェンゲンに転じ、1892年の死亡まで、ここに滞在した。また、19世紀の初頭には、ゲルマニストのアイヒホルンも、ここで講義をもった⁵⁾。法学部は、ウィーン大学やベルリン大学に比して、小規模であり、とくに学生数は少なかった。

第2章 特 徴

1 教授についての特徴⁶⁾

(1) ゲッチェンゲン大学の法学部の教授は、最初から教授7人であり、増減はあるものの、つねに8人前後の教授がいた。3人から4人のマールブルク大学と比較すると、人員は多い。1760年以降は、10人にもなる。ただし、1830年代には、やや減って、7人ぐらいの時もあった（本稿末尾の表参照）。

イエーリングの着任した1870年代には、また増加して、10人ほどになっている。1866年にハノーバー王国はプロイセンに併合されたが、併合の状況は、同時期にプロイセンに併合されたヘッセン選帝侯国のマールブルク大学と同様である。1866年のプロイセンとオーストリアの戦争にさいし、オーストリアを支持したことによる。ビスマルクは、オーストリアには領土を求めなかったが、周辺国を併合し、統一のための布石をうったのである。ゲッチェンゲン大学は、

5) アイヒホルンは、講義のさいに多数の学生を集めた。これにつき、ゲルマニステンについての別稿参照。他方で、イエーリングは、ゲッチェンゲン大学の学生の少ないことを指摘する。これは、19世紀の前半と後半の違いを現している。前半は、解放戦争後の時代の高揚期であるが、後半では、大学は、レジャーランド化していたのである。

6) Ebel, S.49ff. (法学部), S.21ff. (役職者について).

このころには、後掲のグラフにみられるように、著名な法学者を集めて、ドイツでも有力な法学部の1つとなっていた。南ドイツのハイデルベルク大学(1385年創設)や、ドイツ東部のザクセンのライプツヒ大学(1409年創設)と並ぶ法学部となっていたのである。

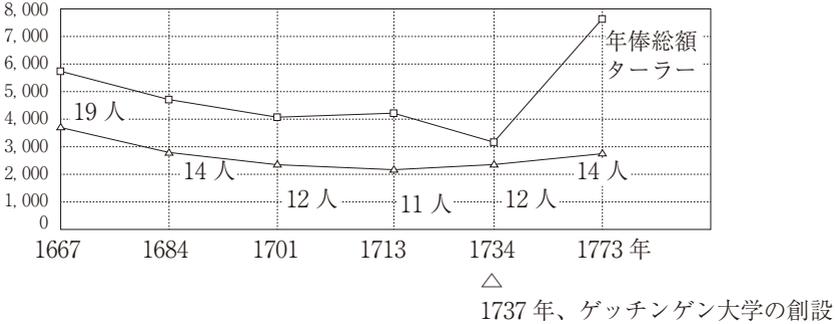
創設が比較的新しいことから、マールブルク大学(初期)でみたような第2講座から第1講座に教授が移動するような講座の序列はみられない(マールブルク大学では、第1期・1527年から1650年までと、第2期・1653年から1733年まで、とくに第2期において顕著であった)。ゲッチンゲン大学の歴史は、おおむねマールブルク大学の第3期(1733年以降)に相当するからである。

18世紀の初頭までは、員外教授から正教授に昇進することが多い。つまり、教授の定着性が高かったのである。これに対し、18世紀の後半では、員外教授から外に転出する例が多い(他大学で正教授となる)。もっとも、転出後、数年経過してから、ゲッチンゲン大学の正教授として戻ることも3例ある。ゲッチンゲン大学が有力な大学である証左である。小規模の大学だと、転出後にふたたび戻る例は、まれである。

(2) ゲッチンゲン大学の初期の状況には不明な点が多いことから、キール大学との比較や参照をすることにしよう。キール大学は、1652年に創設された大学で、創設は、ゲッチンゲン大学よりも85年早い。マールブルク大学の第2期、第3期に相当する歴史を有する。キール大学も、ゲッチンゲン大学と同様にルター派の大学として設立された⁷⁾。いずれも、プロイセン以外のラントによって創設され、19世紀の後半にプロイセンに併合された点で共通している。

7) Rüegg, II, S.85. ハノーバーの北に位置するホルシュタイン公国に属し、ハノーバー王国の南部に位置するゲッチンゲン大学とは地理的にも近い。計量的な統計がとられていることから、以下に参照することにする。Auge, Der Kieler Professor bis zur Mitte des 20.Jh - Eine typologische Annäherung, in (hrsg. von Auge) Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, 350 Jahre Wirken in Stadt, Land und Welt (キール大学の Festschrift), 2015, S.425.

17世紀における年俸総額と教授の人数の推移 (キール大学)



小規模大学であるキール大学において、1700年代の始めは、必ずしも大学の運営にとって適切な時期ではなかった。同様の背景の下で(キールは、デンマークとの同君連合)、ゲッチンゲン大学の創設の時期は、大学にとっては不利な時代であった。一般的な事項としては、後述のように王朝戦争の盛んな時期である。

これは、以下のキール大学の予算からも推察される⁸⁾。キール大学では、1667年に、19人の教授の年俸の合計は、5770ターラーであった。19人で平均すると、1人303.7ターラーとなる。もっとも、人によって異なり、最高は神学部のMusaeus教授であり、500ターラーであるが、他の2人は、300ターラーである。法学部の5教授は、いずれも400ターラーである。医学部の2教授は、350と300ターラー、哲学部の9教授は、300から120ターラーである。法学部の教授の年俸は、比較的高い。

1701年の年俸の合計は、4100ターラーである。12人で、平均すると、1人341.7ターラーとなる。ここでは、神学部の3教授は、600、500、300ターラーであり、法学部の3教授は、600、350、300ターラーであり、あまり違いはない。医学部の3教授は、350、300、100ターラーとなり、哲学部の3教授

8) キール大学の予算については、Auge, ib., S.107, S.115, S.120, S.124, S.129. 給与についても同所を参照。

の300、200、200ターラーは、相対的に低い。

1713年の合計は、4200ターラーである。11人で平均すると、1人381.8ターラーとなる。ここでも、神学部の Muhlius教授は、最高の900ターラー、他の1人は300ターラーであり、格差が激しい。法学部は、600、500、350、200、150ターラーで、これも分散している。医学部は、400と300ターラーであるが、哲学部は、300と200ターラーであり、相対的に低い。

1734年の総額は、3150ターラーである。12人で平均すると、1人262.5ターラーとなる。神学部は、250と250ターラーで低い。名物教授がないためであろう。法学部は、400、300、250ターラーであり、医学部は、350、250ターラーで、哲学部は、275、200、250、200、175ターラーである。全体的に低いが、とくに神学部の低いのが目につく。

1773年の大学の教授の年俸の合計は、7650ターラーである。14人で平均すると、1人546.4ターラーとなる。40年前よりも、だいぶ増加している。今回は、神学部は、800、800ターラーとなり、最高額である。法学部は、800、400、400ターラーで、医学部は、500、400、400、400ターラーで、哲学部は、800、500、400、350、300ターラーとなっている。

全学で教授数が10～15人程度という数字は、マールブルク大学の規模に近く、ゲッチンゲン大学よりも、かなり少ない。キール大学は小規模大学だったのである。もっとも、ゲッチンゲン大学の全体的な財政的資料は、後述3のプロイセン時代の財政支出まで明確ではない⁹⁾。

(3) 大学の教師には大学外の機能が伴い、法学部では、同時に裁判官の機能

9) 後述3は、プロイセンに併合後の他大学との比較である。なお、ライヒス・ターラーは、19世紀のフェアアイン・ターラーと若干異なるが、後者は、1871年に統一後の基本貨幣と比較すると、3マルク=1 Vereinsthalerとなる。それ以前の各地のターラーには、質・価値ともにかんがりの相違がある。

また、中世の初期には、フランスで「ドゥニエ」、イギリスで「ペニー」、ドイツで「ペニヒ」が地域ごとに用いられたが、ラテン語では、デナリウスと表記された。イギリスで、ペニーを「d.」で、ポンドをラテン語のリブラ「L」で表記するのは、その名残である。ギース・中世ヨーロッパの都市の生活(青島淑子訳、2006年)157頁。

も果たしたり、諸侯や都市の法律顧問となった。医学部では、領主や貴族の侍医となり、神学部でも、大聖堂の説教者となった。学芸学部でも、初等学校の教師や校長となったことから、大学の教師は、初期には、教師と実務家を兼ねることが通常だったのである。こうした実務の職が、まだ独立した職として成り立ちえなかったからである。これらが成り立つようになると、兼職の可能性は減少したが、その中でも、医師と裁判官、法律顧問、鑑定職は、比較的長く継続した。ただし、それによる収入の詳細は不明である¹⁰⁾。

大学を出た卒業生への需要も区々であった。法律家への需要は、すでに中世から大きかった。教会法を学んだ者に対しては、司教区や修道院からの需要があったし、世俗の権力と聖界権力の対立が激しくなると、法律による解決が求められた。宮廷や都市の官庁と裁判所では、ローマ法に対する需要が大きかった。法律書記、弁護士、公証人、記録保管者などの職も古くから確立していた。

神学部の卒業生には、修道院、教会、教会学校への職が豊富に存在した。中世末には、医学部の卒業生には、あまり需要がなかった。学問的な医師は、社会的名声は高かったが、実務経験は乏しく、実務家は、床屋や産婆の兼業であったからである。ドイツでは、少なくとも15世紀の末まで、大学出の医師の需要は乏しかったのである。医師の需要が増大するのは、17世紀末に、医学が実験と専門化によって進歩してからである。

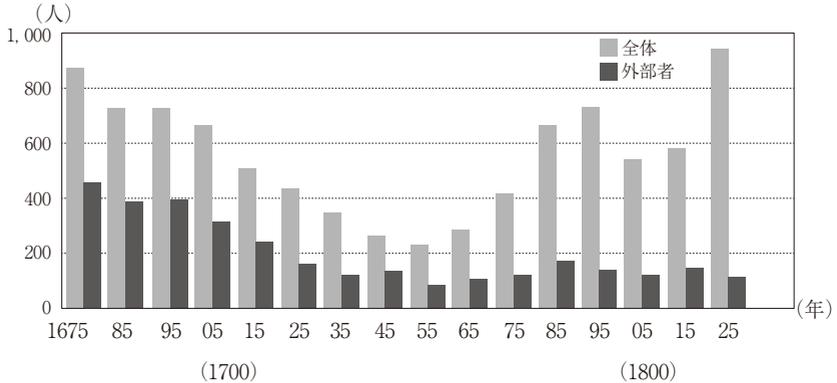
2 学生についての比較

(1) 学生数にも、1700年代には、かなりの変化がある。キール大学との対比によると、ゲッチンゲン大学の創設は、この点でも、大学にとって厳しい時期にあたっている。1600年代の末から、学生数は継続的に減少し、1750年ごろに最低数を記録しているからである。以後は、しだいに増加している¹¹⁾。

10) プラール・大学制度の社会史(2015年、山本允訳)89頁。また、大学卒業生への需要については、同92頁、132頁参照。

11) キール大学の学生数は、Auge, ib., S.117, S.126, S.132. 数字は、10年間の積算の比較である。単年度ごとでは、数字が小さくなりすぎ、有為な変化を見通せないからである。

キール大学の学生数(学生簿の登録者 Immatrikulationen)



外部的な要因では、この時期は、王朝戦争の盛んな時期にあたる。マリア・テレジアの治世が1740年から80年、フリードリヒ2世(大王)の治世が、1740年から86年であり、1740年から48年は、オーストリア継承戦争の時代である。ただし、ゲッチンゲンは、1714年にイギリスと同君連合の関係になったから、財政的には、キールよりも有利になった可能性はある¹²⁾。

大学の構造で、とくにキール大学に特徴的なことは、領域外から来る外部者の減少である(グラフ参照)。外部者というのは、地元のシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン以外の出身者をいう。1675年には、学生のほぼ半分がシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン以外の出身だったが、州外の出身者はしだいに減少している。1825年には、ほぼ1割にまで減少したことになる。大学進学率は、一般的には増加しているのに、キール大学は、全国区の大学から、しだいに、

12) 虎の威を借りることで、軍事支出などが減ったことが予想されるからである。もっとも、イギリスとの関係から、無用な紛争に巻き込まれることも増えたから、プラス・マイナスはゼロであろう。また、イギリスは、マリア・テレジアへの援助を停止し、植民地戦争に全力を注いだから、この点でも、オーストリア側に立つことの多いヘッセンやハノーバーのような小国の利益は小さい。なお、マールブルク大学でも、学生数は、1801年以降しか分からない。

地元出身者ばかりの地方大学になっているのである。時代の変遷からすると、むしろ学生の流動性が高まるべきところである。

それ以前は、1700年代の半ばに、学生数が減少したときでも、半分は外部者であった。しかし、その後、学生数は増加したのに、増加分は州内の者が中心で、外部者はあまり増えなかった。地方大学になった詳細は明らかではないが、18世紀末に関しては、ナポレオン戦争時の混乱で、学生は増えても、遠くまでは行かなかったということがある。この点では、ドイツの中央部に位置するゲッティンゲン大学は、地理的により有利であったと推察される。また、全国区レベルの学生数は固定しているのに（19世紀では、能力的というよりも経済的な制約が大きかった）、1800年以降、多くの大学が創設され、大学間競争が激化したことも影響しよう¹³⁾。各ラントが自領内の学生を優先したことにもよる。

18世紀中葉の、全般的な学生数の減少は、他大学とも共通しており、大学の凋落による。大学の硬直化による需要の減少である。宗派による争いや遍歴の制限、学位の売買など古い大学の矛盾が露呈した。多くの古い大学が廃止され、ハレ、ゲッティンゲン、エルランゲンなどの新しい大学が発足する契機ともなっている。

(2) 19世紀には、プロイセンの大学についての多くの統計が存在し、比較が可能である。学生数について、1864/65年と1867/68年の諸大学の比較がある(冬学期)。ゲッティンゲン、キール、マールブルクの各大学は、1864/65年には、まだプロイセンに帰属していないことから、数字は空白である。ただし、マールブルク大学の1864/65年を別の資料で補うと、254人となる。以下のように、学生数に応じた大学間の格差は、かなり大きい¹⁴⁾。

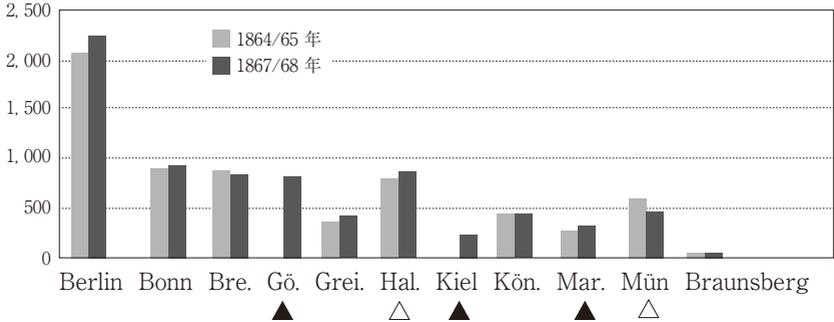
13) プロイセン時代には、教師や学生、予算も増大した。Auge, ib., S.159.

なお、キール大学の予算の変遷については、S.168. (1820年から1914年の変化)。

ドイツの学生は、遍歴するのがつねであり、3、4の大学を動くことも稀ではない。そこで、正確には、外部者の滞在の機会だけではなく、滞在の期間も減少したということである。

14) Klingelhöfer, Die Marburger Juristenfakultät im 19.Jahrhundert, 1972, S.138.

各大学の学生数の比較 (全学部)



(▲△はもともとプロイセン以外の大学である)

(略記は、Breslau, Göttingen, Greifswald, Halle, Kiel, Königsberg, Marburg, Münster)

比較的新しい大学であるベルリン大学と再建されたボン大学の学生数が最大となる。もともとのプロイセンの大学では、ブレスラウ大学がこれに次ぐ。グライフスヴァルト、ケーニヒスベルクの両大学の学生数は少ない。ロシュトック大学は不明であるが、これらと同規模と推察される。ハレ大学のあるザクセン・アンハルトの南半分は、1815年のウィーン会議後、ザクセン王国から、プロイセンに割譲された旧ザクセンの北半分である（プロイセン領ザクセン、Provinz Sachsen.ハレは、もとマゲデブルク司教領で、ウェストファリア条約でプロイセン領、1806年にナポレオンの占領）。ハレ大学は、ゲッチンゲン大学と並んで、18世紀に、官房学を中心に再構成された改革された大学である。

ミュンスター大学は、現在は、学生数4万人規模の大規模大学であるが、1780年に創設された比較的新しい大学である。1771年から、ケルン大司教・ミュンスター司教の Maximilian Friedrich von Königsegg-Rothenfelsの大臣であった Franz Freiherr von Fürstenberg が、大学の創設を試み、1773年に、教皇クレメンス14世の、また皇帝ヨーゼフ2世の特許状をえて、1780年に創設にいたったのである。もっとも、じきにナポレオン戦争の混乱に巻き込まれ、ミュ

(Dozenten- und Studentenstatistik des 19.Jh.

ンスターは、1803年に、プロイセンに帰属した。そこでは、シュタインの新しい大学理念に従って整備される予定であった。しかし、ボン大学の再建のために（資源の集中）、1818年に一部のアカデミーを除き廃止された。本格的に再建されたのは、1902年である（当初は法学部のみ）。大規模化したのは、戦後の1945年以降である¹⁵⁾。

そこで、上の諸大学を3つに大別すると、①新理念の大学（ベルリン、ボン）と、②古くからのプロイセンの大学（ブレスラウ、ケーニヒスベルグ、ハレ）、③新たにプロイセンに帰属した大学（ゲッチェンゲン、キール、マールブルク、グライフスヴァルト、ミュンスター）にわけることができよう。①の大学は大規模大学で、②には大小が混在する。③のうち、ゲッチェンゲン大学は比較的大きな大学であるが、キール大学とマールブルク大学は小規模大学といえる。また、③のうちには、プロイセンに帰属した時期が、ナポレオン戦争時のものと、1860年代のものがある（Braunsbergは、1568年に創設され、1642年に学位授与権限を取得したが、いわゆる Volluniversitätではない）。運営の実態は、以下3にみるように、大学により、かなり異なっている。

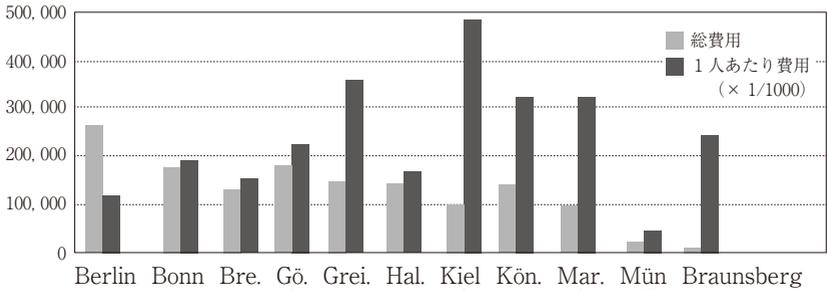
3 プロイセンにおける大学支出

(1) ハノーバー王国（ゲッチェンゲン大学）とヘッセン選帝侯国（マールブルク大学）と同様に、ホルシュタイン公国（キール大学）も、プロイセンとオーストリアのデンマークとの戦争の結果、プロイセンに併合された。キール大学もプロイセンの大学となった。プロイセン支配下の諸大学の状況を比較することが可能である。以下のグラフは、大学の運営費用と、学生1人あたり費用である。ここでも、大学間の格差は大きい¹⁶⁾。

15) ミュンスター大学には、1622/29年に開設されたギムナジウムがあった。1631年には、ほぼ大学なみの設備を整えていたが、開学されなかったのである。ようやく1780年に開学された。北ドイツにはめずらしく、カトリックの大学であった。Rüegg, II, S.84f.

16) Göllnitz, »Hier schweigen die Musen« - Über die erfolgten Schließungen und geplanten Aufhebungen der Christiana Albertina, in Christian-Albrechts-Universität

プロイセンの大学の費用と、学生1人あたり費用(プロイセンのターラー)



* 18世紀以降の取得地の大学 (一人あたり費用は、数字の1000分の1である)
 (略記は、各大学の学生数の比較のグラフと同じである)

上の数字は、1868年のものである。ゲッチンゲン大学、マールブルク大学、キール大学は、すでにプロイセンの大学となっており、統一的な数字が判明しているの、比較が容易である。

(2) 全体的な傾向として、最大規模のベルリン大学には、最大の費用がかかっているが、学生数が多いので、1人あたり費用は低い。マスプロ化の時代を先取りしている。当時のボン大学は、ほぼ学生数が半分なので、一人あたり費用がかかっている。ゲッチンゲン大学は、ボンと規模が類似しているのに、さらに一人あたり費用がかかっている。逆に、プレスラウ大学、ハレ大学は、総費用、一人あたり費用とも、ボン大学よりも少ない。

小規模大学は、いずれも一人あたり費用が高い。とくにキール大学は、1人あたり費用がもっとも高く、廃止が論議された¹⁷⁾。古いプロイセン領の大学、グライフスヴァルト、ケーニヒスベルクも、1人あたり費用が高い。これは、結局、学生数が施設に比して少ないということであろう。ブラウンスベルク大学も、一人あたり費用はかかっているが、学生数が少ないので、実際の支出は

zu Kiel, aa.O. (前注7) 参照), S.264.

17) キール大学の廃止論議については、Göllnitz, aa.O. (前注16)), S.260ff., S.264.

小さい。

マールブルク大学は、総費用は、ケーニヒスベルク大学より低い、学生1人当たりの費用は、同程度である。

新しい大学であるミュンスター大学は、総費用も、学生1人当たりの費用も極端に少ない。あまり国(統一後は州)の世話になっていないともいえそうである。

現在でも学部によって、費用のかかる程度は異なるが(たとえば、理工系は費用がかかる)、この点については詳細な資料はなく、不明である。また、小規模大学で、数字も不明であるが、プロイセンには、ロシュトック大学もある(1419年創設、1531年からルター派である)¹⁸⁾。ロシュトック大学は、わがくにとの関係では、ロエスレルが来日する前に17年間も奉職した大学である。

第3章 管理職と主要な法学者

1 理事長 (Kurator, Kanzler)

(1) 中世の大学の理事長は大きな権限を有し、名目的な存在である学長以上に重要な地位である。副学長(実質的な学長)が毎年交代するのに対し、在任期間も長い例が多い。ゲッチンゲン大学の理事長は、創設から1960年代まで、33人である(223年間の平均で、約7年)。初代の Gerlach Adolph von Münchhausen (1688.10.14-1770.11.26) は、1734年から1770年まで、36年もの間、死亡するまで職にあった。第7代の Christian Ludwig August von Arnswaldt (1733.11.5-1815.10.14) も、1789年から1815年まで、26年も職にあった。この間の理事長は、みな死亡するまで職にあった。19世紀の半ばまで、ほぼ同様である。

また、理事長は、大学の運営にあたり、事務局の長となる。学長、副学長が、名目的な存在であることから、重要な意味を有している。学長が、1年任期で

18) Rüegg, II, S.82ff. ロシュトック大学とロエスレルの関係については、教会法に関する別稿による(独法 106号75頁)。

交代するのに対し、政策の継続性を保障する存在となっている。

(2) 1850年代以降は、在任期間が短縮され、数年ずつ在職するだけとなった。比較的長いのは、23代の Adolf von Warnstedt (1813.4.9-1897.9.20) であり、1868年から1888年の20年である。彼は法学博士であった。それ以降の者をみると、

[24] Ernst von Meier, 1888-1894. 1832.10.12に生まれ、1911.4.21に亡くなった。彼も法学博士で、のちベルリンに転出した。

[25] Ernst Höpfner, 1894-1906. 1836.6.3に生まれ、1915.2.28に亡くなった。

[26] Ernst Osterrath, 1907-1920. 1851.1.11に生まれ、1925.6.6に亡くなった。

[27] Justus Theodor Valentiner, 1921-1932, 1933-1937. 名誉哲学博士、名誉医学博士である。1869.8.9に生まれ、1952.5.26に亡くなった。

[28] Otto Wolff, 1932-1933. 1858.9.2に生まれ、1945.11.2に亡くなった。

[29] Helmut Bojunga, 1937-1953. 1898.6.24に生まれ、1958.9.21に亡くなった。ニーダーザクセン州の文化省の次官やハノーバーの修道院事務長などをした。法学博士であった。

[30] Kurt Müller, 1953-1954. (代行)。1902.3.3に生まれ、1958.12.22に亡くなった。省の顧問官をした。

[31] Friedrich August Knost, 1954-1955. 1899.9.21に生まれ、のちにブラウンシュヴァイクの行政裁判所の長官をした。法学博士であった。

[32] Konrad Müller, 1956-1959. 1912.1.26に生まれ、のちにニーダーザクセン州の文化省次官となった。法学博士であった。

[33] Heinrich Dahnke, 1959- . 1905.4.27に生まれた。法学博士であった¹⁹⁾。

19) Ebel, S.21f. 理事長 (Kurator) は、マールブルク大学では、Kanzler である (ギーゼン大学も同じ)。

(3) 比較のために、グライフスヴァルト大学の理事長をもみると、こちらは、1634年から1840年の間に(およそ200年)、20人であり、在任期間は比較的長い。平均すると、10年となる。もっとも、詳細は、人によって、かなり異なる。グライフスヴァルト大学は、1456年に創設された比較的古い大学である。宗教改革により、1527年から39年の間、廃止され、1539年に、プロテスタントの大学として再建された。

最長の在任期間は、Holle の29年である。その後任のScheele も、14年で長い。Holle までは、10年を超えることはなかったが、同人のころから、長期間の者が通常となった。S.Kratziusは、J.G.Krazius の19年をはさんで再任である。合計25年であり、2者の合計は、40年にもなる。H.D.von Platenと M.von Platen も、合計すると、20年になる。ほかにも、Fischer の24年、Tigerstromの18年なども長い²⁰⁾。

(4) ギーセン大学の理事長となったコッホ(Johann Christoph Koch, 1732.3.8-1808.1.14)をみると、彼は、必ずしも大学行政のみに専念したわけではない。コッホは、1732年に、Mengerlinghausen(Waldeck)で生まれた。父は、市長であった。1751年から、イエナ大学で法律学を学び、1754年に、Rudolfstadtの政府の弁護士となった。1756年に学位をえて、ハビリタチオンもえた。イエナ大学で私講師。1758年に、ギーセン大学の正教授となった。1763年に、宮廷顧問官、1764年に、大学の法律顧問、1766年に、政府顧問官、1771年に、第1位の教授かつ副理事長。1772年に、枢密顧問官。1782年に、理事長(Kanzler)となった。1808年に、ギーセンで亡くなった²¹⁾。専門は、相続

20) Universität und Gesellschaft (hrsg.v. Alvermann und Spiess), Festschrift zur 550-Jahrfeier der Universität Greifswald, Bd.II, Stadt - Region - Staat, 2006, S.76f. 詳細は、グライフスヴァルト大学に関する別稿による。

21) Schulte, Koch, Johann Christoph, ADB 16 (1882), S.386f.; Stintzing/Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft Abt. 3, Halbband 1, 1898, 310f., Halbband 1 Noten 208f.; Döhring, E., Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, S.413.

法であるが、刑法上の著作もある。

Specimen compendii pandectarum titulum de successione ab intestato exhibens, 1757.

Successio ab intestato civilis, 1757, 2. A. 1768, 3. A. 1772, 4. A. 1776, 5. A. 1780, 6. A. 1786, 7. A. 1790, 8. A. 1798.

Institutiones iuris criminalis, 1758, 2. A. 3. A. 1770, 4. A. 1775, 5. A. 1779, 6. A. 1783, 7. A. 1786, 8. A. 1788, 9. A. 1791.

Gedanken von der Gerichtsbarkeit der Universitäten, 1764.

De codice manuscripto Institutionum ad mare Balticum reperto, 1772.

Opuscula iuris canonici, 1774.

Anleitung zu Defensionsschriften 1775, 2. A. 1779.

De ordine legum in Pandectis, 1784.

Dissertatio de praescriptione restitutionis in integrum, 1785.

Über die künftige sayn-hachenburgische Erbfolge, 1786, 2. A. 1787.

Grundsätze des peinlichen Rechts, 2. A. 1790.

Über die Fragen ob die deutschen Besitzungen der aufgehobenen Abtei Wadgassen für bona vacantia zu halten und ob derselben nicht freistehe sich wieder in Deutschland anzupflanzen? 1792.

Über Aszendentensuccession in Familienfideikommisse und Lehen, 1793.

Über die Belehrungen über Mündigkeit zum Testieren Civilkomputation und Schalttag, 1796.

Grundlinien zu einer Theorie der Sukzession mehrfacher Verwandter, 1798.

2 学長 (Rektor)

(1) 理事長に対し、学長は名目的である。ラント首長が名誉学長となる場合には、副学長が実質的な学長である(大学によっては、理事長も名誉理事長として首長が兼ね、その場合には、副理事長が実質的な理事長となる)。この実質的な学長は、ほぼ毎年選任され、創設から、1960年代までで、251人にもなる(副学長を含む)。任期は1年である(継続することはあまりないが、再度

学長となることはある)。初期の1734年から1737年までは、学長であった。また、この間の学長は、すべて法学者であった。

しかし、1738年の7代 Wilhelm Jakob Feuerleinからは、副学長 (Prorektor) のみが任命されている (ラント首長が学長となる)。そして、おおむね学部順に学長か副学長を出していた²²⁾。

たとえば、20 Ayreyer 法学、21 Richter 医学、22 Hollmann 哲学、23 Heumann 神学、24 Ayreyer 法学、25 Haller 医学、26 Penther 哲学、27 Ribov 神学というように順送りである。この順送りは、およそ1800年ごろまで続いた。

たとえば、115 Waldeck 法律、116 Richter 医学、117 Eichhorn 哲学、118 Staeudlin 神学である。こうした順送りは、他の大学でもみられる²³⁾。

ふたたび学長が任命されたのは、218 代の Hermann Simon (1917/18) からであった。理由は、以下のマールブルク大学の学長と同じである。すなわち、マールブルク大学では、ヘッセンの選帝侯が名目的な学長となっていたのである。ゲッチンゲン大学では、これに相当するのは、ハノーバー選帝侯、国王 (1814年から) である。プロイセンに併合されたラントは、その時点で学長も、プロイセン国王となったのである。そして、この時点で学長職が復活した大学もある。しかし、そうでない場合もあり、その場合には、第一次世界大戦末期に帝政が崩壊し、各地の国王や侯が退位したことにより、首長による名誉学長も消滅したのである。ゲッチンゲン大学で、学長職が復活したのは、これにあたり、ようやく第一次世界大戦の時期である。かなり遅いことになるが、学長職が名目的である証拠でもある²⁴⁾。

団体の長にラントの首長がなるということは、プロテスタント諸国における教会のラント首長制と共通する。教会もまた、ラント首長を組織の長とした運

22) Ebel, S.23f.

23) Ib., S.25.

24) Ebel, S.28f. ドイツの学長は、その後も名目的である。しばしば、1813年に、サヴィニーがわずか1年で学長を辞任したとして、特別な事例のようにいわれることが多いが、サヴィニーに限らず、誰でも任期は1年なのである。旧東ドイツで、比較的長い任期のあったことが、むしろ例外である。

営をしていたからである。学長や副学長は名目的な存在となり、代わりに、理事長が実質的な運営の責任者となっていたのである²⁵⁾。

帝国自由都市と大学の自治は、首長が名目であるという点において共通のルーツをもっている。神聖ローマ帝国の皇帝は、自由都市という名目で自治を与え、ラントの首長は、みずからが学長となることで、他の機関による大学への介入を拒絶した。いずれの場合にも、首長は名目であり、実質的な支配をしなかったからである。世俗の首長が最高権威となることは教会でも共通しているが、この場合には、必ずしも名目ではなかった。支配する者の宗旨が、ラントの宗旨を決定したからである (Cuius regio, eius religio)。大学でも、その宗旨がラント首長により左右されることはみられた。

(2) マールブルク大学でも、時代によって、学長の代わりに副学長が置かれていた。また、学長は、1531年から1559年までは、1年半の任期であった(1月1日から翌年7月1日か、7月1日から翌々年1月1日まで)。

1559年から1600年までは、学長は、7月1日から翌年の7月1日まで、1年の任期であった。また、1600年から1727年は、暦によって、1月1日から12月31日までであった²⁶⁾。

しかし、1727年から1819年は、副学長のみがおかれた。たとえば、1739年の副学長は、著名な哲学者の Christian Wolff である²⁷⁾。

25) 教会法学者に関する別稿参照。教会では、Konsistorium (カトリックでは枢機卿会議、プロテスタントでは宗務局である) が実権をにぎる。

20世紀に入ってから、たとえば、カイザー・ウィルヘルム協会では、皇帝が、パトロン=保護者 (Protektor) となった。この協会は、現在のマックス・プランク協会の前身である。パトロンは、財団を通じて援助を行うのである。これに対し、パトロンが学長として直接顔を出すところが中世的である。著作を皇帝や国王に献呈するのも、やや類似しており、こちらは、権威をバックにすることにより、官憲による追及 (禁書や訴追) を回避するためである。

26) Gundlach, S.543ff.

27) Gundlach, S.547.

これは、ヘッセン選帝侯国の侯がみずから名誉学長 (Rector magnificentissimus) を引き受けたからである。そこで、記録には学長はなく、形式的には、学長代行である副学長のみが記録されている。今日想像されるのとは異なり、副学長が学長の機能を補助する意味ではない。すなわち、以下のとおりである。

Prinz Friedrich (1720.8.14-1785.10.31, 1760 年に Landgraf Friedrich II) が、1727年から、その死亡の1785年まで。

L.Wilhelm IX (Kurfürst Wilhelm I) が、1785年から1807年、および1815年から1821年まで。

選帝侯が学長であった時期の中間の 1808 年から1815年までは、ナポレオン支配下のヴェストファーレン王国とされたことから、学長も、その国王の Jerome von Westphalenということになるが²⁸⁾、ジェロームがこうした肩書を意識したことは考えられない。配下に多数の大学をかかえる場合には繁雑なだけであり、首長が名誉学長となることを喜ぶのは、領域内に1 つしか大学をもたない小ラントだけである。19世紀以降、しだいに名誉学長が廃されたのは、ラントの統合が進展した結果でもある(後述(3)参照)。

その後の 1819 年から1868年も、副学長のみであった。ここでは、在職期間の始期の変更が行われているだけである。9 月とするか、あるいは冬学期の最初からとするか(10月)である²⁹⁾。

(3) プロイセンへの併合後の 1869 年からは、ようやく学長職が復活し、その職は、10月開始となった。また、1872年の学長規定 (Rektoratsprogramm) で、全教授の自由選挙 (nach freier Wahl) によることが定められた。それまでは、学部の順番 (Reihenfolge der Fakultäten) によっていたのである³⁰⁾。こうした名誉職としての性格が長かったことから、ドイツの学長は、今日でも任

28) Ib., S.547.

29) Ib., S.548f. 今日の欧米の大学は、年度を10月開始とすることが大半であるから、その先例ともいえる。

30) Ib., S.550.

期 1年で改選されることが多い。アメリカの大学の学長のように、大学の実質的な運営を行うのは、むしろ理事長である。事務体制が整っていることから、今日でも学長職は名誉職に近い。

(4) 学部長は、回り持ちで毎年改選というのが、中世から今日までの伝統であることから立ち入らないが、トリアー大学では、一時期、特定の者がかなり長期にわたり学部長をすることがあった。初期の Johannes Lindenは1608年と1619年、その後、1646年のTheodor Hoffmannまでは、毎年改選していたが、1647年の Bartholomäus Wissian は、1648年も学部長となり、その次のFranz Jacob Schramは、1649年から1652年までしたうえに、1668年から1680年まで12年間継続した(合計15年になる)。ただし、このように長期なのは例外であり、その次の Johannes Ossweiler は、1680年だけであり、その後、ほぼ毎年改選されている。

そして、1687年のPeter Ernst Haydrichは、1691年まで4年間、Carl Balthasar Cornelli、1692年から1699年まで7年間、Johann Theodor Meelbaum は、1700年から1705年の5年間、Peter Ernst Haydrichも1705年から1710年までの5年間である。その後は、毎年改選となるが、1718年、1719年のFranz Ebenthererまで、ほぼ2年ずつ就任している³¹⁾。

もっとも、教授の定着性が高かったことから、他大学でも、学長や学部長に再選されることはある。学長で数回、学部長では、10回近くも再選されることもみられる。こちらは属人的な問題で、学内政治が好きな者もいるからである(マールブルク大学の学長について、独法73頁参照)。

3 大学の法律顧問、大学裁判官、大学委員 (Universitätsyndici, -richter und -rat)

(1) 大学の法律顧問、大学裁判官、大学委員は、名称は異なるが、学内の紛

31) トリアー大学の法学部長については、1608年の Johannes Lindenが1619年に再任。1606年の Peter Clottenは、1617年にも再任されている。Berens, Trierer Juristen, Die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722, S.237f.

争解決機関である。古くは、大学顧問の名称が用いられた。ゲッティンゲン大学でも、以下の [7] の時期まではこれである。もともと大学顧問は、大学の公的利益の擁護者とされる。中世において、大学に広範な自治が認められていた時代の遺物である。マールブルク大学の研究では、教授職との兼任の時期が全体の半ばほどであったが、ゲッティンゲン大学では、[8] の Ulrich のみが教授職と兼任である。大学の規模を反映したものであろう。

もっとも、その区別や実態は、あまり明らかではない。マールブルク大学の大学顧問に就任した教授については別稿で検討したことがある。比較までに、小規模大学のトリアー大学では、大学顧問は、1640年代に 4人任命されただけである³²⁾。

以下は、ゲッティンゲン大学の大学顧問である。

- [1] H.Chr.Frhr.von Senckenberh, 1738?
- [2] Georg Ludwig Böhmer, 1740-1744.
- [3] Christian Gottlieb Riccius, 1747 (1744) - 1767.
- [4] Johann Becke, 1768-1770. (1770 年に死亡)
- [5] Johann Friedrich Hesse, 1770-1810. (1744 年に生まれ、1810年に死亡)
- [6] Friedrich Christoph Willich, 1810-1821. (1785 年に生まれた)
- [7] Georg Heinrich Oesterley, 1821-1847, (副顧問1814-1821、1774.10.27に生まれ、1847.7.14に死亡)

(2) ゲッティンゲン大学では、1821年に組織が修正され、大学の法律顧問は、2人の大学評議員 (Universitätsrat) に置き換えられた。以下の [8] ~ [16] は、大学評議員である。ただし、つねに2人がいたわけではない。

- [8] Chr.Fr.Wilhelm Ulrich, 1821-1830. (正教授と兼任。1785.4.15-1830.7.30)

32) すなわち、Johannes Linden, Theodor Hoffmann (1641年から), Johannes Theodor Meelbaum, Karl Kaspar Metzen (1693年以降) の4人である。Berens, a.a.O., S.237.

以下の諸学者については、E.Gundelach, Die Verfassung der Göttinger Universität, 1955, S.25ff., 77ff.; Ebel, S.30.

- [9] von Geysso, 1830. (専任 Amtsassessorである)
- [10] Bode, 1830-1831. (専任)
- [11] Albert Kreuzhage, 1831-1848. (1797.4.12-1848.8.19) 法学博士である。
- [12] Friedrich Ludolph Karl Leue, 1847-1848.
- [13] Wilhelm Barkhausen, 1848-1851. (1810.6.17-1859.10.13、その後 Lüneburg の市長となった)。
- [14] Fritz Rose, 1849-1887. (1887.12.22 に死亡)
- [15] Theodor Wolff, 1851-1879. (1807.11.30-1879.7.11)
- [16] Klewitz, 1888-1889. (代行、のちに Regierungsassessor)

(3) 1880年に、また組織が修正され、大学裁判官は、その後に用いられた職名である。[17] ~ [19] であるが、その後1921年に、大学裁判官は、また大学評議員に戻った。[20] ~ [23] である。

- [17] Georg Bacmeister, 1889-1906. (1856.6.20-1921.9.30)
- [18] Ernst Günther, 1906-1911. (のちキールで検事になった)
- [19] Otto Wolff, 1911-1933. (1858.9.2-1945.11.2, のちラント裁判官)
- [20] Heinrich Hillmann, 1933-1945 (1886.5.9 生まれ、のちラント裁判官)
- [21] Robert Fischer, 1945-1951. (1911.8.22生まれ、ラント裁判官、その後連邦裁判官となった) 法学博士。
- [22] Werner Niese, 1951. (1905.1.31生まれ、代行)、法学博士。
- [23] Leonhard Henze, 1951 年から。 (1897.11.2 生まれ、区裁判官)。

(4)(a) 中世の大学には、裁判所や都市の諮問をうけて、事件の鑑定をしたり、判決を出す機能があった。これに携わったのが、大学の判決団 (Spruchkollege) である (制度の根柢の1つは、ライヒのレベルでは、1532年のカロリーナ刑事法典である。179 条における法の専門家による鑑定である。裁判官への法学識者の要求は 1495 年のライヒ帝室裁判所規則にもある)。各教授がどのようにこれに関わったのか、教授職のうちいずれが関係したか、任命の手続がどうであったのか詳細は、必ずしも明確ではない。判決団の名称は、法学者の経歴にはし

しばしば登場するが、教授となる前にそのメンバーに任命されることもあり、権威がそう高いわけではなく（起案の補助）、場合とメンバーによっては、教養部的な機能をもっていたと推測される。時代的な変遷もある。時代が下るに従って、その機能は限定された。ドイツやスイスの大学教授は、今日でも裁判所で裁判官を兼ねることがあるのは、こうした伝統にもよるところがある。ただし、判決団は、あくまでも大学としての機能である。比較的新しい職である 19 世紀の「大学裁判官」とは関係がない。

判決団については、種々の研究があるが、以下では、グライフスヴァルト大学のそれについて、簡単にふれるにとどめる。

(b) グライフスヴァルト大学でも、創設教授で最初の学部長の Georg Walter の時から判決団があり、19世紀までに、大学の文書館には、43巻の判決と諮問録が残されている。

判決団として判決が行われる場合には、学部長が参与となったり、他の教授とともに共同参与として判決する形式がとられた。もっとも、実際に起案したのが誰なのかは、必ずしも明確ではない。当時は教授数が少なく、ドイツの学部長は、任期が短いことから、相当数をみずから起案することも可能であろうが、年によっては250件を超えることもあるから、その場合の扱いは不明である。組織的に対処する必要があったと思われる。18世紀の中ごろまで、年に50件を超えていた。参与は、諮問をうけた裁判所から送付をうけた訴訟書類をみて、判決を提示し、そのための理由づけを行った。共同参与の場合でも、同僚の意見とは独自に判決を書いて、その理由づけを行った。判決団の会議において、判決内容が協議され、認証され、印を付され、訴訟書類とともに諮問した裁判所に送付され、さらに、送付された裁判所から告知（言い渡し）が行われた。諮問の場合もあるが、通常はたんなる諮問というわけではない。

グライフスヴァルト大学では、学部による鑑定重要な部分は、遅くとも1662年以降、近郊の Eldena の区裁判所の手続によっている。法学部は、そこにおける刑法事件のうち、生命、名誉に関するか、高額な罰金刑を課すもの、民事事件では、訴訟物が100 グルデンを超えるものについて、鑑定をなした (consilia, Urteile)。中世の法学者は、理論だけではなく、実務にも直接に関

与したのである。実務に関与するドイツやスイスの大学の伝統は長く続き、現在でも、教授が裁判官を兼任する例がある(前述(a))。

1702年からは、法学部の秘書は、大学で調整したすべての鑑定について、目録を作り、大学の文書庫に寄託するものとされた。したがって、記録が明確になるのは、この時からである。1775年から、この事件目録は、事件の出入りが分かるように、4半期ごとに、学長に提出された。大学の文書庫は、1万1950件の諮問と判決を有している(2006年までに確認された分)。この記録は、1584年から、逐年的に1870年の訴訟改革の時まで継続している。そこで、これを286年で割ってみると、1年に41.8件となる。小規模大学としては、多数というべきであろう。しかし、1572年から1630年間のロシュトック大学の判決団の記録と比較すると、グライフスヴァルトのものは、その半分にしかならない。バルト海沿岸地域は、リューベック法の適用領域であるが、上級裁判所の記録との相互の関係の研究や、キール大学やロシュトック大学の法律家との比較など、重要な研究がなお残された課題となっている³³⁾。

33) Universität und Gesellschaft (hrsg.v. Alvermann und Spiess), a.a.O.(前注20)参照), S.196f. Vgl. Rüegg, Bd.II, S.82.

判決団には、ローマ法による鑑定とは別の意味もある。中世の都市では、都市建設時の都市法には、母法と娘法の関係があった。とくに東方では、海岸地帯にリューベック法が、内陸には、マグデブルク法とニュルンベルク法、ウィーン・プラハ法の影響が大きく、都市法の解釈について、基礎となった法の都市(リューベック、マグデブルク、ライプツヒ、ブランデンブルク、プレスラウ、ケーニヒスベルク、ウィーン、プラハ、Brünn ほか)は、上級裁判権を有していた。グライフスヴァルトは、リューベック法の地域である。Vgl. Ebel, Deutsches Recht im Osten, 1952; Kinder and Hilgemann, Atlas of World History, I, 1964, p.170.地域ごとの裁判権の縛りはないから、判決を他の都市や機関に委ねることに制約はないのである。

なお、グライフスヴァルト大学の判決には、特殊性もある。すなわち、Wismarは、30年戦争の結果、1648年のウエストファリア条約によって、ライヒ(神聖ローマ帝国)の封土のままスウェーデン領となった。同じくスウェーデン領となったボンメルンの一部とともに統治された。ライヒの封土は、上級裁判権を有したから(ライヒの上級裁判権からの不上訴特権)、1653年に、上級裁判所が設立された(Wismarer

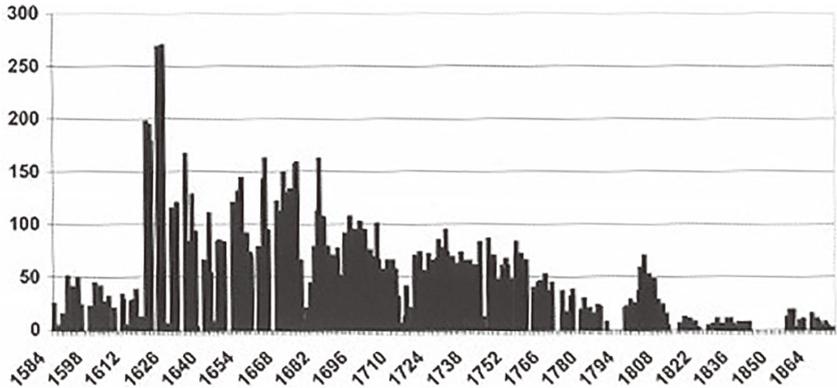
Tribunal)。北方戦争(1700年-1721年)の結果、スウェーデンが大幅に領土を失ったことから、1720年に、裁判所の規模は縮小された。他方、裁判所は、1753年までは、グライフスヴァルト大学が有していた一審の裁判権や競合の裁判権をも回収した。その後、スウェーデン政府とボンメルンのラント等族との争いが生じたが、裁判所は、

中世の法系



Vgl. Ebel, Deutsches Recht im Osten, 1952.

判決団の判決数の推移



この判決団による判決の数には、時代による変遷があり、1626年前後が最多数である。30年戦争の時期でもかなり多く、1650年ごろには減少した。大学側からの、ローマ法の継受による法の学問化に寄与したものと推定される（実務へのローマ法の影響）。17世紀には、年間に100件を超えることが多かったが、18世紀には、100件を超えることはない。フランス革命による戦乱時期には、ほとんど消滅したが、1808年ごろ復活し、19世紀の初頭、1820年代までかなり行われた。しかし、1820年以降は、ごく減少した。ドイツ統一後の司法改革により消滅した。

ただし、教授が、裁判所で裁判官を兼任することは現在まで継続しており、

ナポレオン戦争時の1802年までWismarに置かれていた。1803年に、スウェーデンが、Wismarをメクレンブルクに質入れしたことから、裁判所も、Stralsundに移され（8か月）、さらに、同年、Greifswaldに移された。これが、グライフスヴァルトの上級控訴裁判所である（Oberappellationsgericht Greifswald）。1806年に神聖ローマ帝国が解体し、1807年、フランス軍の占領により、裁判所は、フランス皇帝裁判所（Kaiserlich Französisches Obertribunal）となった。1810年から13年の間は、一時的にスウェーデンに帰した。しかし、1815年のウィーン会議の結果、プロイセンに帰属し、裁判所は、1870年代の裁判所改革の結果、高裁（OLG）となった。すなわち、上級裁判所の所在地で、大学固有の裁判権を有していた時代があったのである。

【法実務家】181頁参照。

多くの教授が裁判に関与している(裁判は、裁判所で行われる)。裁判所と大学の職務を交代することもある。ドイツの第一次国家試験は、大学卒業資格と司法修習に入る司法試験に相当し、第二次国家試験は、司法修習後の二回試験に相当する。ハビリタチオン・教授資格は、一般にその上の資格と考えられている。

4 大学説教師 (Universitätsprediger)

中世から近代の大学に特徴的なことは、大学説教師がいたことである。しかも、この伝統は、20世紀まで継続している。中世の大学は、教会と同様に、1種の複合企業体でもあったから、各種の実務家をも包含していたのである。ほかにも、ダンスやフェンシング、乗馬の教師、画家、書記、楽士、機械家、建築家などを包含していた(Technische Lehrer)。これらは、実技教師でもある³⁴⁾。説教師は独立の職であり、神学部の教授というわけではない。

34) Gundlach, S.507ff. これに対し、マールブルク大学には、実務教師の記録はあるが、説教師の記録はない。実際にいなかったのか、記録だけがないのかは不明である。実務教師は、現在でも、語学の外国人教師に残されている(Lehrkraft, Lektor)。

中世の大学では、神・法・医の専門学部のほか、7つの自由学芸の下に、7つの技芸が存在した(機械、建築、航海術、農業、狩猟、医術〔外科〕、演劇)である。これらは、理論なき自然の産物であり、技芸や手仕事として卑しめられた。実技教師は、これからも漏れた領域である。なお、医学(Medizin)は、内科と薬学を指し、医学部では手術は行わなかったのである。ヴェサリウス(Andreas Vesalius, 1514-1564)の解剖書の出現は、ようやく1543年であった(「ファブリカ」De humani corporis fabrica)。外科は床屋の領域であり、大学でも、外科や解剖学の教師はいたが、上の区分に従い、その待遇は悪かった。梶田昭・医学の歴史(2003年)163頁以下参照。法学の分野でも、法学部に講座がおかれる場合のほか、哲学部に国法学などの講座がおかれる場合があり、さらに、大学の判決団(Spruchkolleg)に属する教員もいた(第3章3(4)参照)。

ちなみに、日本のお雇い外国人の扱いが実技教師に近い。内容的には高度の知識を対象としながらも、知識の伝達のみが期待されたのである。ベルツが憤慨するように、学部の運営などからは除外された。「お雇い」という蔑称がそれを示している。もっとも、外国人の方は、対等の「教授」と思っていたようである。

ゲッチンゲン大学の大学説教師には、第1 順位の説教師と第2 順位の説教師とがおり、ともに、1700年代から1960年代まで、18人となる。

- [1] Christian Korthold, 1742-1747.
- [2] Friedrich Wilhelm Kraft, 1747-1750.
- [3] Paul Jakob Förtsch, 1751-1764.
- [4] Gottfried Less, 1764-1777.
- [5] Benjamin Koppe, 1777-1784.

1784年から1794年の間は、第1順位の説教師は数人おり、職務は共同で行われた。[6] Gottfried Less, [7] Johann Friedrich Schleusner, [8] Heinrich Philipp Sextro, [9] Johann Karl Volborthである。1794年からは、1人となった。1786年から1789年の間は、第2 順位の説教師もいない。もともと、第2 順位の説教師は、しばしば不在で、第1順位の説教師のように連続して置かれているわけではない。4、5年の中断のあることが多い。

- [10] Christoph Friedirich von Ammon, 1794-1804.
- [11] Christian Friedrich Ruperti, 1822-1836. 彼は、1765.8.25に生まれ、1836.12.5に亡くなった。神学博士であった。

1805年から1822年は、フランス革命による混乱期で、第1順位の説教師も、第2 順位の説教師もいなかった。

- [12] Friedrich August Ehrenfeuchter, 1845-1875.
- [13] Hermann Schultz, 1875-1902.
- [14] Karl Knoke, 1902-1906.
- [15] Paul Althaus, 1906-1912.
- [16] Carl Stange, 1912-1936.
- [17] Friedrich Gogarten, 1936-1955.
- [18] Martin Doerne, 1955- .³⁵⁾

35) Ebel, S.31.

5 図書館長 (Bibliotheksdirektor)

学長の在任期間が短期であるのに対し、図書館長のそれは長い。1962年までに、わずか13人である。人によっては、50年近くも在任する者もいる。教授職からは独立していることが多い。マールブルク大学では兼任する例があるが、ゲッチンゲン大学では独立している。1921年以降、哲学博士を有する者が館長になっているのは、図書館の専門家を求めた結果である³⁶⁾。能力や経験と結合した実質的な職である点では、形式的な職である学長よりも、理事長に近い。とくに、近時では、大学の図書館が州の図書館を兼ねることになっていることから（ドイツ統一後のドイツの公立の大学は、州立である。もともとラントによって設立・維持されてきたからである）、人事にも配慮される。近時では、大学の図書館は、Universitäts- und Landesbibliothek(大学および州図書館)と記載される。

[1] Johann Matthias Gesner, 1734-1761.

[2] Johann David Michaelis, 1761-1763.

[3] Christian Gottlieb Heyne, 1763-1812.ゲッチンゲン大学の図書館長の在職は長く、50年近い。

[4] Jeremias David Reuss, 1812-1837.

[5] Georg Friedrich Benecke, 1838-1844.

[6] Karl Friedrich Christin Hoeck, 1845-1875.

[7] August Wilmanns, 1875-1886.

[8] Karl Dziatzko, 1886-1903.

[9] Richard Pietsehmann, 1903-1920.

[10] Richard Fick, 1921-1932.

彼は、1867.2.7に生まれ、1944.12.18に亡くなった。哲学博士であった。

36) 図書館の専門家として著名なのは、略語辞典の編纂者であるキルヒナー (Hilbert Kirchner, 1920.11.8-2012.5.28) である。彼の詳細については、ドイツの雑誌に関する別稿によるが、法律を学び、検察官となった後、図書館試補、ついで、カールスルーエの連邦裁判所の図書館長となり、Kirchner - Abkürzungsverzeichnis der Rechtssprache. 8. Aufl. 2015/10. ca. 906 S. (De Gruyter) の編纂に携わった。

- [11] Josef Becker, 1933-1935.
彼は、1883.8.15 に生まれ、1949.8.17 に亡くなった。哲学博士であった。
- [12] Karl Julius Hartmann, 1935-1958.
彼は、1893.3.9に生まれた。死亡時は不明、哲学博士であった。
- [13] Wilhelm-Martin Luther, 1958-1962.
彼は、1912.11.27に生まれ、1962.6.2に亡くなった。比較的、在任期間が短いのは亡くなったからである。彼も哲学博士であった³⁷⁾。

6 主要な法学者

著名な法学者の中には、すでに検討したことのある者が多数含まれるので、本稿ではごく簡単に記述するにとどめる。とくに19世紀には、著名人が多い（【法学上の発見】235 頁以下参照）。ゲッチンゲン大学は、すでに有力大学になっていたからである。

(1) 創設時からの教授から順に検討すると、1960年代までで、およそ150 人程度である。

(a) 創設時の教授が8 人である。

- [1] ゲバウアー (Georg Christian Gebauer, 1690.10.26-1773.1.29)
ゲッチンゲン大学での講義は、1734年から1773年である。法学講座の担当である³⁸⁾。
- [2] トロイヤー (Gottlieb Samuel Treuer, 1683.12.24-1743.2.25)
ゲッチンゲン大学での講義は、1734年から1743年である。法学講座³⁹⁾。
- [3] シューマウス (Johan Jakob D.Schmauss, 1690.3.10-1757.4.8)
ゲッチンゲン大学での講義は、1734年から1743年、および1744年から1757年である。法学講座⁴⁰⁾。

37) Ebel, S.32.

38) Ebel, S.49; ADB 8, 449; Landsberg(前注21) 参照), 3,1, S.238 Noten S.155.

39) Ebel, S.49; ADB 38, 582, Landsberg 3,1 Noten S.275.

40) Ebel, S.49; Landsberg 3,1, S.125ff. Noten S.74ff.

- [4] ブリュンキユエル (Johann Salmo Brunnuell, 1693.5.22-1735.5.21)
ゲッチェンゲン大学での講義は、1735年のみである。法学講座の担当であった⁴¹⁾。
- [5] ラインハルス (Tobias Jakob, Reinharth, 1684.10.8-1743.5.23)
ゲッチェンゲン大学での講義は、1735年から1743年である。法学講座の担当であった⁴²⁾。
- [6] マスコフ (Gottfried Mascov, 1698.9.26-1760.10.5)
ゲッチェンゲン大学での講義は、1735年から1739年であり、ライプツヒヒ大学に転出した。法学講座の担当である⁴³⁾。
- [7] ゼンケンベルク (Heinrich Christian Frhr.von Senckenberg, 1704.10.19-1768.5.31) ゲッチェンゲン大学での講義は、1736年から1738年である。ギーゼン大学に転出した。法学講座の担当であった⁴⁴⁾。
- [8] アイラー (Georg Heinrich Ayrer, 1702.3.15-1774.4.23)
ゲッチェンゲン大学での講義は、1737年から1774年である。法学講座の担当であった⁴⁵⁾。

以上の8人が、ほぼ創設期の教授である。

- [9] ベーマー (Georg Ludwig Böhmer, 1715.2.18-1797.8.17)
ゲッチェンゲン大学での講義は、1742年から1797年である。法学講座の担当であった。ベーマーは、3代にわたる学者の家柄であるが(とくに教会法にかかわる)、このベーマーは、②である⁴⁶⁾(後述 [24] も参照)。
- ①ベーマー (Justus Henning Böhmer, 1674.1.29-1749.8.23)
- ②ベーマー (Georg Ludwig Böhmer, 1715.2.18-1797.8.17)

41) Ebel, S.49; ADB 3,448; Landsberg 3,1, S.175ff.

42) Ebel, S.49; ADB 28,76; Landsberg 3,1,8 Noten S.175.

43) Ebel, S.49; ADB 20,551; Landsberg 3,1,S.236ff. Noten S.154f.

44) Ebel, S.49; ADB 34,1; Landsberg 3,1, S.245ff. Noten S.162.

45) Ebel, S.49; ADB 1,708; Landsberg 3,1 Noten S.155.

46) Ebel, S.49; ADB 3,73; NDB 2,391; Landsberg 3,1 S.307, Noten 205f. 三代のベーマーについては、教会法に関する別稿による。独法106号28頁以下参照。

③ペーマー (Georg Wilhelm Böhmer, 1761.2.7-1839.1.12)

[10] Johann Friedrich Wahl, [11] Johann Christian Claproth, [12] Christian Gottlieb Riccius は省略する⁴⁷⁾。

[13] ピュッター (Johann Stephan Pütter, 1725.6.23-1807.8.12)

ゲッティンゲン大学での講義は、1751年から1807年である。法学講座の担当であった。商人の家系であり、父も商人であり、市長であった。祖父は Westhofen の市長であった。母は、Iserlohn の説教師の家系であった。1738年から、哲学、数学を学び、マールブルク大学で法律学を学んだ (Christian Wolff 1679-1754 に学んだ)。1739年に、ハレ大学で、哲学や法律学を学んだ (Johann Gottlieb Heineccius 1681-1741, Justus Henning Böhmer 1674-1749 が師であった)。1741年に、イエナ大学で学んだ (Johann Georg Estor 1699-1773に学んだ)。1742年に、マールブルクに移り、1743年に弁護士、1744年に、得業士 (Lizentiat)。博士論文 (De praeventione atque inde nata praescriptione fori, 1744)。同年、マールブルク大学の私講師となった。1746年に Gerlach von Schwarzenfels (大学理事長の Gerlach Adolph Freiherr von Münchhausen 1668-1770の又甥) と知り合い、ゲッティンゲン大学の員外教授。1737年に開設されたドイツ国法の講座をもった。Wetzlar, Regensburg, Wien に研究旅行をした。1747年に、大学の判決団 (Spruchkollegium) の一員となり、1748年に学位をえた。1751年に、ゲッティンゲン大学の正教授。1748年に、宮廷顧問官。1770年に、枢密顧問官。1805年に、80歳で、名誉教授となった。国法、法史、訴訟法を専門とする⁴⁸⁾。業績は多い。

47) Ib.

48) Ebel, S.49; ADB 26, 749; Landsberg 3,1 S.331ff. Noten S.217ff.; Catalogus professorum academiae Marburgensis, I 1927, 154f.; Döhring, E., Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, 433; Catalogus professorum Göttingensium 1962, 49; ADB 26, 749ff.; Stollis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 1, Reichspublizistik und Polizeywissenschaft 1600-1800, 1988, 312ff.; Kleinheyder/

- Elementa iuris germanici hodierni, 1748, 3. A. 1776.
- Patriotische Abbildung des heutigen Zustandes beider höchsten Reichsgerichte, 1749, 2. A. 1756.
- Versuch einer näheren Erläuterung des Processes beider höchsten Reichsgerichte, 1751.
- Introductio in rem iudicariam imperii, 1752, 2. A. 1757.
- Grundriss der Staatsveränderungen des Teutschen Reiches, 1753, 2. A. 1755, 3. A. 1764, 4. A. 1769, 5. A. 1776, 6. A. 1789, 7. A. 1795.
- Anleitung zur juristischen Praxis, Erster Teil, 1753, 2. A. 1758, 3. A. 1765, 5. A. 1789, 6. A. 1802.
- Anleitung zur juristischen Praxis, Zweiter Teil, 2. A. 1767, 4. A. 1789, 5. A. 1802.
- Elementa iuris publici Germanici, 1754, 2. A. 1756, 3. A. 1760, 4. A. 1766.
- Neuer Versuch einer juristischen Enzyklopädie und Methodologie, 1757, 2. A. 1767.
- Nova epitome processus imperii amborum, 1757, 2. A. 1769, 3. A. 1777, 4. A. 1786, 5. A. 1796.
- Auserlesene Rechtsfälle, 1763ff.
- Kurzer Begriff des deutschen Staatsrechts, 1764, 2. A. 1768.
- Opuscula rem iudicariam imperii ... , 1766.
- Patriotische Gedanken über einige das Reichskammergericht und dessen Visitation betreffende Fragen, 1768.
- Primae lineae iuris privati principum, 1768, 2. A. 1789.
- Von der Sollicitatur am kaiserlichen und Reichskammergerichte, 1768.
- Sylloge commentationum ius privatum principum, 1768, 2. A. 1779.
- Versuch der Bestimmung des kaiserlichen Ratifikationsrechts, 1769.
- Unparteiische Gedanken über die in den Kammergerichts-Visitationberichte vom 16. Juli 1768 enthaltenen Materien, 1769.

Schröder, Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 1996, S.331; Wendehorst, Geschichte der Universität Erlangen Nürnberg 1743-1993, 1993. 自伝がある。Selbstbiographie, Bd. 1f. 1798 (hrsg.Buschmann, 2012).

Institutiones iuris publici Germanici, 1770, 2. A. 1776, 3. A. 1782, 4. A. 1787, 5. A. 1792, 6. A. 1802.

Spicilegium processus imperii, 1771.

Unparteiisches und rechtliches Bedenken über die zwischen der Krone Böhmens und von Zedwitz wegen der Herrschaft Asch obwaltenden Streitigkeiten, 1772.

Freimütige Betrachtungen über die Senate am kaiserlichen und Reichskammergerichte, 1772.

Rechtliche Bedenken über einige landschaftliche Beschwerden, 1773.

Tabulae iuris publici synopticae, 1773, 2. A. 1788.

La propriété littéraire défendue, 1774.

Der Büchernachdruck, 1774.

Neuester Reichsschluß über einige Verbesserungen des kaiserlichen und Reichskammergerichts, 1776.

Literatur des deutschen Staatsrechts, 1776ff.

Die wahre Bewandniß der an dem 8. Mai 1776 erfolgten Trennung der bisherigen Visitationen des königlichen und Reichskammergericht, 1776.

Historische Entwicklung der heutigen Staatsverfassung des deutschen Reichs, 1786ff., 2. A. 1788, 3. A. 1798ff.

Deduktionen für die geraische Ritter- und Landschaft, 1778.

Über die Rechtmäßigkeit der Lotterie, 1780.

Schediasma de utilitate et praestantia iuris publici, 1781.

Das Präsentationswesen am Kammergericht, 1781.

Über den Unterschied der Stände in Deutschland, 1795.

Der Geist des westphälischen Friedens, 1795 (Neud. 2010).

Über Mißheiraten deutscher Fürsten und Grafen, 1796.

Über die beste Art aus Akten zu referieren, 1797, 2. A. 1803.

- [14] Christian Friedrich Georg Meister, [15] Gottfried Achenwall, [16] Gustav Bernhard Becmann, [17] Justus Claproth, [18] Johann Heinrich Christian von Selchow, [19] Karl Heinrich Geisler, [20]

Johann Nikolaus Möckert, [21] Justus Friedrich Runde, [22] Georg August Spangenbergは省略する。

[23] ヴァルデック (Johann Peter Waldeck, 1751.5.20-1815.7.16)

ゲッティンゲン大学での講義は、1784年から死亡する1815年である。法学講座の担当である。彼は、1751年に、カッセルで生まれた。法学を学び、学位をえた。1782年に、ゲッティンゲン大学の員外教授、1784年に、正教授となった⁴⁹⁾。

Deutschlands literarischen Annalen der Rechtsgelehrsamkeit, 1780.

Institutiones iuris civilis Heineccianae, 1788, 4. A. 1806.

Tabulae ad J. H. Boehmeri introductionem in ius digestorum, 1788, 2. A. 1803.

Plan zu den Vorlesungen über das Naturrecht, 1801.

[24] ベーマー (Johann Friedrich Eberhard Böhmer, 1753.4.9-1828.8.23)

ゲッティンゲン大学での講義は、1784年から1828年である。担当は法学講座であり、父は、法学教授であった(上記の②)。1770年から法学を学び、1779年に、学位をえて (De iure occupandi statuendique de bonis extincti ordinis lesuitarum maxime ex formula pacis Osnabrugensis, 1779)、1780年に、学部の陪席 (Beisitzer)、1782年に、員外教授、1784年に、正教授となった⁵⁰⁾。以下の業績がある。

Commentatio de iure occupandi statuendique de bonis extincti ordinis Jesuitarum, 1779.

(以下はその翻訳である) Abhandlung über die gesetzmäßige Inbesitznahme der Jesuiten-Güter nach Erlöschung des Ordens, 1781.

[25] Georg Jakob Friedrich Meister, [26] Gerog Friedrich von Martens は、省略する。

(b) 以下の法学者で未省略の者は、いずれも一般のローマ法、民法、法史、法哲学上の業績でも著名である。19世紀の大学やその他の機会に言及したこと

49) Ebel, S.50, S.58, S.64; Landsberg 3,1 Noten S.287f.

50) Ebel, S.50.

があるので、いちいち立ち入らない。引用文献も一部にとどめる。なお、おもに他でふれる者も省略する。

[27] フゴー (Gustav Hugo, 1764.11.23-1844.9.15)

ゲッチンゲン大学での講義は、1792年から1844年である。法学講座の担当であった⁵¹⁾。

[28] ライスト (Justus Christoph Leist, 1770.3.24-1858.4.30)

ゲッチンゲン大学での講義は、1802年から1808年であり、法学講座の担当であった。のちに外交官となり、Celle の高裁の判事となった⁵²⁾。

[29] Karl Wilhelm Pätz, [30] Christian August Gottlieb Göde, [31] Friedrich Christian Bergmann, [32] Anton Bauerは、省略。

[33] ハイゼ (Georg Arnold Heise, 1778.8.2-1851.2.6)

ゲッチンゲン大学での講義は、1814年から1818年である。のちに、リューベックの上級控訴裁判所の裁判官となったことで知られる。このリューベックの上級控訴裁判所は、時代を先取りした判決をしたことで有名である。法学講座の担当であった⁵³⁾。

[34] アイヒホルン (Karl Friedrich Eichhorn, 1781.11.20-1854.7.4)

ゲッチンゲン大学での講義は、1817年から1829年である。法学講座の担当であった。のちに、ベルリンの上級裁判所の裁判官となった。ゲルマニストとして著名である⁵⁴⁾。彼は、ゲッチンゲン大学での講義で、多数の学生を集めた。

[35] シュヴェッペ (Albrecht Schweppe, 1783.5.21-1829.5.23)

ゲッチンゲン大学での講義は、1818年から1822年である。法学講座の担当であった。リューベックの上級控訴裁判所の裁判官となった⁵⁵⁾。

51) Ebel, S.50; ADB 13,321; Landsberg 3,2 S.1ff. Noten S.1ff.

52) Ebel, S.50; Landsberg, 3,2 Noten S.81f.

53) Ebel, S.50; ADB 11,666; Landsberg 3,2 S.88ff Noten S.37ff.

54) Ebel, S.51; ADB 6,469, NDB 4, 378; Landsberg 3,2 S.253ff. Noten S.210ff.; ZRG GA 29 (1908), 1ff.(Frensdorff)前注5)をも参照。

55) Ebel, S.51; ADB 33,414; Landsberg 3,2 Noten S.124f.

- [36] ゲッシェン (Johann Friedrich Ludwig Göschen, 1778.2.16-1837.9.24)
ゲッティンゲン大学での講義は、1822年から1837年である。法学講座、
とくにローマ法講座の担当であった⁵⁶⁾。
- [37] アルブレヒト (Wilhelm Eduard Albrecht, 1800.3.4-1876.5.22)
ゲッティンゲン大学での講義は、1829年から1837年で、国法学、教会
法の講座を担当した。ライプチヒ大学に転出⁵⁷⁾。
- [38] リッペントロップ (Georg Julius Ribbentrop, 1798.5.2-1874.4.13)
ゲッティンゲン大学での講義は、1832年から1874年で、法学講座の担
当であった⁵⁸⁾。[39] Blume は省略。【法実務家】26頁。
- [40] ミューレンブルッフ (Christian Friedrich Mühlenbruch)
ゲッティンゲン大学での講義は、1833年から1843年で、法学講座の担
当であった⁵⁹⁾。
- [41] Wilhelm Theodor Kraut, [43] Ludwig Friedrich Wilhelm Duncker
は省略。
- [42] ツァハリエ (Heinrich Albert Zachariae, 1806.11.20-1875.4.29)
ゲッティンゲン大学での講義は、1842年から1875年の長きにわたった。
法学講座の担当であった⁶⁰⁾。このツァハリエは、フランス法のテキスト
で著名なツァハリエ父子 (① Karl Salomo Zachariae (auch: Zachariae
von Lingenthal (1769.9.14-1843.3.27) と②息子の Karl Eduard Zachariae
von Lingenthal (1812.12.24-1894.12.24)) と縁戚である。詳細は、縁戚
に関する別稿で扱う (独法107号 5頁)。
- [44] フランケ (Wilhelm Franz Gottfried Franke, 1803.7.26-1873.4.12)
ゲッティンゲン大学での講義は、1844年から1873年で、ローマ法講座

56) Ebel, S.51. 父ゲッシェンについては、【法学上の発見】259 頁参照。

57) Ebel, S.51; NDB 1,185; Landsberg 3,2 S.318ff. Noten S.148.

58) Ebel, S.51; ADB 28,405; Landsberg 3,2 S.492 Noten S.219. リッペントロップについ
ても、【法学上の発見】292 頁参照。

59) Ebel, S.51; ADB 12,463; Landsberg 3,2 S.375ff. Noten S.176f.

60) Ebel, S.51; ADB 44, 617; Landsberg 3,2 S.391ff., 658ff. Noten 185f, 283ff.

の担当であった⁶¹⁾。

[45] Hans Karl Briegleb についても省略する。

[46] ヘルマン (Emil Herrmann, 1812.4.9-1885.4.16)

ゲッチンゲン大学での講義は、1847年から1868年である。教会法の担当。教会法学者として著名であり、ハイデルベルク大学に転出した⁶²⁾。

[47] テール (Johann Heinrich Thöl, 1807.6.6-1884.5.16)

ゲッチンゲン大学での講義は、1849年から1884年である。ドイツ法講座の担当であった⁶³⁾。

[48] モムゼン (Friedrich Mommsen, 1818.1.3-1892.2.1)

ゲッチンゲン大学の正教授としての講義は、1859年から1864年である。不能論で名高い。フレンスブルクの高裁の裁判官となった。法学講座の担当であった⁶⁴⁾。

[49] Otto Ernst Hartmann, [50] Richard Wilhelm Dove, [51] Richard Eduard John は省略。

[52] ゾーム (Rudolf Sohm, 1841.10.29-1917.5.16)

ゲッチンゲン大学での講義は、1870年で、担当は法史講座であった。フライブルク大学に転出した。ゲルマニスト、教会法学者として著名である⁶⁵⁾。

[53] Karl Ziebarthは省略。

[54] イェーリング (Rudolf von Jhering, 1818.8.22-1892.9.17)

ゲッチンゲン大学での講義は、1872年から1892年である。法学講座

61) Ebel, S.51; ADB 7,242; Landsberg 3,2 S.492f. Noten 219f.

62) Ebel, S.51; ADB 50,248, Landsberg 3,2 S.586 Noten 24, 240.

63) Ebel, S.51; ADB 38,47; Landsberg 3,2 S.625ff. Noten S.271ff.

64) Ebel, S.51; ADB 52,462; Landsberg 3,2 S.498 Noten S.220. モムゼンについては、【法学上の発見】30頁参照。

65) Ebel, S.52; ZRG GA 38 (1917) 59ff. 457 (Fehr), ZRG KA 38 (1917) 402; Landsberg 3,2 S.910f. Noten S.382.

の担当であった。著名であり、あまり立ち入らない⁶⁶⁾。

- [55] Ferdinand Frensdorff, [56] Otto Alexandder Georg Mejer, [57] Gustav Hartmann, [58] Karl Ludwig von Bar は省略。
- [59] レーベルスベルガー (Ferdinand Regelsberger, 1831.9.10-1911.2.28)
ゲッティンゲン大学での講義は、1884年から1911年である。担当は、ローマ法講座と民法の講座であった⁶⁷⁾。
- [60] Richard Schröder, [61] Johannes Merkel, [62] Victor Ehrenberg, [63] Georg Detmoldは省略。
- [64] ストローハル (Emil Strohal, 1844.12.31-1914.6.6)
ゲッティンゲン大学での講義は、1893年から1894年である。法学講座の担当で、ライプツヒ大学に転出⁶⁸⁾。
- [65] ヒッペル (Robert von Hippel, 1866.7.8-1951.6.16)
ゲッティンゲン大学での講義は、1899年から1935年であり、担当は、刑法、刑訴法、民訴法講座であった⁶⁹⁾。
- [66] シェーン (Paul Schoen, 1867.5.16-1941.9.21)
1867年に、ケーニヒスベルクで生まれ、ケーニヒスベルク大学とライプツヒ大学で法律学を学び、1889年に、学位をえた。ケーニヒスベルクで研修をうけ、1894年に、ケーニヒスベルク大学でハビリタチオンを取得。1896年に、イエナ大学の員外教授、1900年に、ゲッティンゲン大学の正教授。1935年に、定年となった。教会法と国際法が専門であった。
- [67] バイエレ (Konrad Beyerle, 1872.9.14-1933.4.26)
ゲッティンゲン大学での講義は、1906年から1918年である。法学講座の担当であった⁷⁰⁾。

66) Ebel, S.52; ADB 50, 652; Wolf, Grosse Rechtsdenker, 1951, S.616ff.; Landsberg 3,2 S.778ff. Noten S.334f.

67) Ebel, S.52; Landsberg 3,2 S.853 Noten S.358; Jher.Jahrb. Bd.60 (NF.Bd.24).

68) Ebel, S.53.

69) Ebel, S.53; JZ 6 (1951) 536 (Welzel). 次のシェーンについても、Ebel, S.53.

70) Ebel, S.53; NDB 2,206; ZRG GA 54 (1934), S.XXVff. (U.Stutz). バイエレ兄弟につ

- [68] テイツツェ (Heinrich Titze, 1872.10.23-1945.4.7)
ゲッチンゲン大学での講義は、1908年から1917年である。ローマ法と民法講座の担当で、フランクフルト (マイン) 大学に転出⁷¹⁾。不能論で著名である。
- [69] パルチュ (Joseph Partsch, 1882.9.2-1925.3.30)
ゲッチンゲン大学での講義は、1910年から1911年である。ローマ法講座の担当で、フライブルク大学に転出した⁷²⁾。
- [70] レーマン (Karl Lehmann, 1858.10.11-1918.4.5)
ゲッチンゲン大学での講義は、1911年から1918年で、民法と商法の講座を担当した⁷³⁾。
- (c) 以下の法学者は、近代法の解釈学にもしばしば登場する。近代法の樹立に直接かかわる人物である。
- [71] ラーベル (Ernst Rabel, 1874.1.28-1955.9.7)
ゲッチンゲン大学での講義は、1911年から1916年で、ローマ法と民法の講座を担当した。ミュンヘン大学に転出した⁷⁴⁾。
- [72] Karl Oldenberg は省略。
- [73] シュルツ (Fritz Schulz, 1879.6.16-1957.11.12)
ゲッチンゲン大学での講義は1916年から1923年で、ローマ法と民法の講座を担当した⁷⁵⁾。
- [74] ライスト (Alexander Leist, 1862.10.17-1918.12.3)

いては、独法104号34頁。

- 71) Ebel, S.53; RabelsZ 14 (1942), S.5ff.(Heymann), 17 (1952), S.521.
72) Ebel, S.53; ZRG RA 48 (1927), 586ff.
73) Ebel, S.53; ZRG GA 39 (1918) 375 (Stutz).
74) Ebel, S.53; RabelsZ 18 (1953), 601 (Dölle), 20 (1955) 601 (Dölle); JZ 9 (1954) 60 (Zweigert), 11 (1956) 385ff, 430ff (Husserl); Fests.E.Rabel 1 (1954), 1ff. (Rheinstein), 2. 1ff.(Kunkel); JR 1956, 135ff (Rheinstein), NJW 9 (1956) 569ff., 582. (Caemmerer); ZRG RA 73 (1956), 11ff. (H.J.Wolff).
75) Ebel, S.53; ZRG RA 75 (1958), 496 (Flume); JZ 13 (1958), 186 (H.J.Wolff).

ゲッチンゲン大学での講義は、1817年と1918年である。法学講座⁷⁶⁾。

- [75] エルトマン (Paul Ernst Wilhelm Oertmann, 1865.7.3-1938.5.22)
ゲッチンゲン大学での講義は、1918年から1934年である。担当は、民法、訴訟法である。行為基礎論で名高い⁷⁷⁾。
- [76] Herbert Meyerは省略。
- [77] ミュラーエルツバッハ (Rudolf Müller-Erzbach, 1874.3.23-1959.8.4)
ゲッチンゲン大学での講義は、1918年から1925年で、民法と商法を担当した。ミュンヘン大学に転出した⁷⁸⁾。
- [78] ビンダー (Jurius Binder, 1870.5.12-1939.8.28)
ゲッチンゲン大学での講義は、1919年から1936年である。担当は、ローマ法と民法、法哲学であった⁷⁹⁾。ラーレンツの師である。ラーレンツは、キール大学から、戦後ミュンヘン大学に招聘されたので、ゲッチンゲン大学では職についていない。
- [79] Josef Bergfried Esslen は省略。
- [80] ヘップナー (Wilhelm Höpfner, 1871.4.11-1925.1.22)
ゲッチンゲン大学での講義は、1921年から1925年であり、刑法、刑訴法、民訴法を担当した⁸⁰⁾。
- [81] Julius Hatschek, [82] Richard Passow は省略。
- [83] プリングスハイム (Fritz Pringsheim, 1882.10.7-1967.4.24)
ゲッチンゲン大学での講義は、1923年から1929年である。ローマ法、民法講座を担当した。フライブルク大学に転出した⁸¹⁾。

76) Ebel, S.53; Gundlach, S.151.

77) Ebel, S.53; ZRG RA (1939), 729ff, (Nidermeyer); ZHR 106 (1939), 1ff (Nidermeyer).

78) Ebel, S.53; JZ 14 (1959), 261 (Krause), 677 (Gogos); NJW 12 (1959), 568 (Seidl), 1624 (Löhlein).

79) Ebel, S.53; NDB 2,243; Fests.f.Binder, 1930 (hrsg.v.Larenz).

80) Ebel, S.54.

81) Ebel, S.54; JZ 7 (1952), 605 (Wieacker).

[84] ギールケ (Julius von Gierke, 1875.3.5-1960.8.2)

ゲッチンゲン大学での講義は、1925年から1938年である。担当は、民法、商法講座である。著名なゲルマニストのギールケの息子である⁸²⁾。

[85] Waldemar Mitscherlichは省略。

[86] クラウス (Herbert Kraus, 1884.1.2-1965.3.15)

ゲッチンゲン大学での講義は、1928年から1938年、および1946年から1953年である。公法と英米法講座の担当である。1884年に、ロシュトックで生まれた。1903年から、ハイデルベルク、ライプツヒヒ、ベルリンの各大学で、法学を学んだ。1907年に、Franz von Liszt の下で学位をえた。1911年に、アメリカのコロンビア大学、ハーバード大学、フランスのソルボンヌ大学で研究した。1913年に、ライプツヒヒ大学でハビリタチオンを取得した。1914年に、ベルギーのドイツ行政部の法律顧問となった。1917年に、ロシアとの和平条約である Brest-Litowsk条約交渉に参加した。1920年に、ゲッチンゲン大学の員外教授、1921年に、正教授。1937年に、政治的理由から、強制的に退職させられ年金生活に入った。ドレスデンで研究生活に入り、大著を完成しかけたが、1945年のドレスデン空爆で原稿は焼失した。歴史小説も書き、そのいくつかは公刊された。後継は、Ulrich Scheuner であった。1945年に、ゲッチンゲン大学に復帰。1947年まで、ニュルンベルク裁判の弁護人。戦犯訴訟 (Hauptkriegsverbrecherprozeß) に関する官製の刊行物の主任もした。1947年に、ゲッチンゲン大学教授、1953年に、名誉教授となった。1949年には、みずからの収集したニュルンベルク裁判の記録をもとに国際法の研究所を設立した。1965年に、ゲッチンゲンで亡くなった。専門は、国際法である⁸³⁾。祝賀論文集がある。

82) Ebel, S.54; JR 1955, S.97 (Hedemann); ZHR 123 (1960) 137 (Hasenack), 124 (1962) 41 (Raiser).

83) Ebel, S.54; DBE 6, 77; Jaeger, Kraus, Herbert, NDB 12 (1979), S.682f.; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, S.390; Entwicklungen im

Mensch und Staat in Recht und Geschichte (Festschrift), 1954; Recht im Dienst der Menschenwürde (Festschrift), 1964 (文献目録、545ff).

おもな業績は、Staatsinteressen im internationalen Leben, 1951.である。

[87] クンケル (Wolfgang Kunkel, 1902.11.20-1981.5.8)

ゲッチンゲン大学での講義は、1929年から1936年である。ボン大学に転出した⁸⁴⁾。

[88] Franz Gutmann, [89] Richard Honig

[90] ライブホルツ (Gerhard Leibholz, 1901.11.15-1982.2.19)

ゲッチンゲン大学の講義は、1931年からである。1938年に、スイスからイギリスに亡命し、戦後の1951年から1971年の間、連邦憲法裁判所の裁判官となった。詳細は、亡命法学者に関する別稿による(独法109号67頁)。

[91] Helmut Rühl, [92] Karl Siegert, [93] Hans Würdinger, [94] Gustav Aubin は省略。

[95] スメント ((Carl Friedrich) Rudolf Smend, 1882.1.15-1975.7.5)

ゲッチンゲン大学での講義は、1935年から1950年である。担当は、国法、教会法、行政法講座である。1882年に、バーゼルで生まれた。父は、神学教授であった。1900年から、バーゼル、ベルリン、ボン、ゲッチングンの各大学で法律学、哲学、歴史を学んだ。第一次国家試験に合格し、1904年に、ゲッチンゲン大学で学位をえた (Die preußische Verfassungsurkunde im Vergleich mit der belgischen, 1904)。1908年に、キール大学の Albert Hänel の下で、ハビリタチオンを取得した (Das Reichskammergericht, 1911)。1909年に、グライフスヴァルト大学で員外教授、1911年に、チュービンゲン大学の正教授。1915年に、

Management (Festschrift) 1993.追悼記事として、Nachruf AÖR Bd. 90 1965 Heft 2, 241 (Rudolf Walter).マールブルク大学・キール大学の Schückingと同様に、ナチスから忌避された(ともに国際法)。【法学上の発見】475頁参照。

84) Ebel, S.54.

ボン大学教授、1922年に、ベルリン大学教授。1935年に、ライヒ教育省の指示で、ゲッチンゲン大学教授 (Paul Schoen の後継)。1945/1946年に、学長。1951年に定年となった。その後継は、Arnold Köttgenである。専門は、憲法、法史である。1975年に、ゲッチンゲンで亡くなった⁸⁵⁾。

1946年から1955年の間、ドイツのプロテスタント教会の評議員、1947年から MDR、1948年から、Archiv des öffentlichen Rechtsの編者となった。祝賀論文集 Rechtsprobleme in Staat und Kirche (Festschrift), 1952 がある。Staatsverfassung und Kirchenordnung (hrsg. v. Hesse Konrad/Reicke Siegfried/Scheuner Ulrich, Festschrift) 1962 (文献目録がある。463ff.)。

Ungeschriebenes Verfassungsrecht im monarchischen Bundesstaat, 1916.

Politische Gewalt im Verfassungsstaat, 1923.

Verfassung und Verfassungsrecht, 1928.

Bürger und Bourgeois im deutschen Staatsrecht, 1933.

Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze, 1955, 2. A. 1968, 3. A. 1994.

[96] ニーダーマイヤー (Hans Niedermeyer, 1883.11.30-1964.5.31)

ゲッチンゲン大学での講義は、1935年から1952年である。ローマ法、民法、農業法講座を担当した⁸⁶⁾。

[97] Artut Schürmann, [98] Wilhelm Saure, [99] Eduard Wahl, [100]

85) Ebel, S.54; DöV 10 (1957), 396ff. (W.Weber); NJW 10 (1957), 413 (Scheuner) 顕彰記事として、Würdigung NJW 1957, 413 (Scheuner Ulrich), Würdigung NJW 1962, 529 (Scheuner Ulrich); Würdigung DÖV 1967, 1/2. S. 47; Würdigung AÖR 92 (1967), 137. 追悼記事として、Nachruf NJW 1975, 1874 (Häberle Peter); Kleinheyer/Schröder, a.a.O.(前注48)), S.512; DBE 9 (1998), S.352; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 112, 174ff.

Göttinger Gelehrte (前注14)), Bd.2, S.472 にも簡単な記述と写真がある。ほかにも、Meyer (S.388), Binder (S.416), Wieacker (S.568), Kaser (S.6129, Huber (S.650) など。

86) Ebel, S.54.

Klaus-Wilhelm Rathは省略。

[101] エベール (Wilhelm Ebel, 1908.6.7-1980.6.22)

ゲッチンゲン大学での講義は、1939年から1945年である。担当は、法史、民法、商法、農業法講座である。1952年から1954年に、法史とドイツ私法で講師、1954年に、再度正教授となった⁸⁷⁾。

[102] ヴァイグマン (Walter Hans Friedrich Weigmann, 1902.5.23-1945.4.5)

ゲッチンゲン大学での講義は、1939年から1945年である。担当は、経営経済論、保険の経営論である⁸⁸⁾。

[103] ヴェルツェル (Hans Welzel, 1904.3.25-1977.5.5)

ゲッチンゲン大学での講義は、1940年から1952年で、ボン大学に転出した。刑法、法哲学、訴訟法講座が担当である⁸⁹⁾。目的的行為論で著名な刑法学者である。

[104] ブッセ (Martin Busse, 1906.5.31-1945.2.16)

ゲッチンゲン大学での講義は、1941年から1945年である。民法、法哲学、土地法、経済法講座が担当である⁹⁰⁾。

[105] Ulrich Scheuner, [106] Hans Tägertは省略。

[107] バイツケ (Günther Beizke, 1909.4.26-2004.6.16)

ゲッチンゲン大学での講義は、1943年から1959年で、ボン大学に転出した。民法、商法、国際私法講座が担当である⁹¹⁾。

[108] Georg Erler, [109] Siegfried Wendt, [110] Erch Egner, [111] Eberhard Schmidt, [112] Wilhelm Grewe は省略。

[113] ライザー (Ludwig Raiser, 1904.10.27-1980.6.13)

ゲッチンゲン大学での講義は、1945年から1955年で、チュービンゲン大学に転出した。民法、商法、経済法講座が担当である⁹²⁾。日本で

87) Ebel, S.55.

88) Ebel, S.55.

89) Ebel, S.55.

90) Ebel, S.55.

91) Ebel, S.55.

は、約款論で著名である。

[114] ティーメ (Hans Thieme, 1906.8.10-2000.10.3)

ゲッチンゲン大学での講義は、1947年から1953年で、フライブルク大学に転出した。担当は、民法、商法である⁹³⁾。

[115] Wilhelm Kromphardt, [116] Werner Weber, [117] Wilhelm Hasenack は省略。

[118] フルーメ (Werner Flume, 1908.9.12-2009.1.28)

ゲッチンゲン大学での講義は、1949年から1954年で、ボン大学に転出した。ローマ法、民法、税法講座の担当である⁹⁴⁾。

[119] Wilhelm Abel, [120] Paul Bockelmann は省略。

[121] ボーア (Hans Otto de Boor, 1886.9.9-1956.2.10)

ゲッチンゲン大学での講義は、1950年から1955年である。ローマ法、民法、著作権法の講座が担当である⁹⁵⁾。

[122] Helmuth Plessner, [123] Gisbert Rittig, [124] Arnold Köttgen, [125] Edmund Sundhoff は省略⁹⁶⁾。

(d) 以下、[126] から [129] は、旧キール学派の学者である ([121] のボーアも)。彼らの詳細については、第4章2とキール学派に関する別稿による (【法学上の発見】472頁)。

[126] ジーバルト (Wolfgang Siebert, 1905.4.11-1959.11.25)

ゲッチンゲン大学での講義は、1954年から1958年で、ハイデルベルク大学に転出した。担当は、民法、労働法、商法講座である⁹⁷⁾。

92) Ebel, S.55.

93) Ebel, S.55.

94) Ebel, S.56.

95) Ebel, S.56; NJW 9 (1956) 501 (Michaelis); JZ 11 (1956), 380f. (Hippel).

96) Ib.

97) Ebel, S.56. なお、以下のキール学派の学者については、Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, Wer war was vor und nach 1945, 2.Aufl.2003 にも詳しい。Boor は記載がないが、Siebert については、S.581f. また、Boor については、Auerbach,

- [127] シャッフスタイン (Friedrich Schaffstein, 1905.7.28-2001.11.6)
ゲッチンゲン大学での講義は、1954年からである。担当は、刑法、
刑訴法、法哲学講座である⁹⁸⁾。後述する(第4章2(f)参照)。
- [128] ヴィアッカー (Franz Wieacker, 1908.8.5-1994.2.17)
ゲッチンゲン大学での講義は、1954年からである。ローマ法、民法、
近世私法史講座の担当である⁹⁹⁾。
- [129] ミハエリス (Karl Michaelis, 1900.12.21-2001.8.14)
ゲッチンゲン大学での講義は、1956年からである。担当は、民法、
民訴法、ドイツ法史講座である¹⁰⁰⁾。[78] のビンダーとの関係で、ラー
レンツの兄弟弟子である。キール学派に属する。
- [130] ガミルシェク (Franz Gamillscheg, 1924.5.3-)
ゲッチンゲン大学での講義は、1958年からである(1992年に定年と
なった)。民法、労働法、商法講座が担当である¹⁰¹⁾。日本では、労働
学者として著名である。

Internationales Arbeitsrecht, 1959

Die Differenzierung nach der Gewerkschaftszugehörigkeit, 1966.

Die Haftung des Arbeitnehmers, 2. Aufl, 1974 (Peter Hanau と共著).

Die Grundrechte im Arbeitsrecht, 1989.

Kollektives Arbeitsrecht, I, 1997; II, 2008.

Arbeitsrecht I, Arbeitsvertrags- und Arbeitsschutzrecht, 8. Aufl, 2000.

Ausgewählte Schriften zu Arbeitsrecht und Rechtsvergleichung, 2006.

[131] Gerd Rinck, [132] Theodor Suranyi-Unger, [133] Adolf Angermann,

[134] Max Hildebert Boehm, [135] Eberhard Schmidhäuserは省略。

Catalogus professorum academiae Marburgensis, Bd.2 (von 1911 bis 1971), 1979,
S.84にも記載がある。

98) Ebel, S.56.

99) Ebel, S.56.

100) Ebel, S.56.

101) Ebel, S.56.

[136] クレーシェル (Karl Kroeschell, 1927.11.14-) は、1960年からゲッチンゲン大学で講義をもち、担当は民法、商法、農業法、法史学であった。フライブルク大学に転出¹⁰²⁾。ヴィアッカーが、フライブルク大学からゲッチンゲン大学に転じたのとは反対であり、この2大学は、たがいに引き抜きあう関係にある。

[137] ヘンケル (Wolfram Henckel, 1925.4.21-) は、1961年から民法、商法、訴訟法の講義をもっている¹⁰³⁾。

(2) 以下は、員外教授である。このうち、○の付されている者は、ゲッチンゲン大学で正教授となった者である。そこで、上記の(1)と重複している¹⁰⁴⁾。

(a) [1] Gottfried Sellius (ハレ大学に転出), [2] von Senckenberg, [3] Ayrer ○, [4] Scheidt (コペンハーゲン大学に転出), [5] Böhmer ○, [6] Claproth○, [7] Riccius ○, [8] Kahle, [9] Pütter ○, [10] Seip (ロシュトック大学に転出), [11] Meister ○, [12] Achenwall○, [13] Becmann○, [14] Walch (イエナ大学に転出), [15] von Sclchow, [16] Claproth○, [17] von Gatzert (ギーゼン大学に転出), [18] Seybert, [19] Spangenberg, [20] Waldeck ○, [21] Johan Friedrich Eberhard Böhmer○, [22] Meister○, [23] von Martens○, [24] Posselt (カールスルーエ大学に転出), [25] Brandis, [26] Buhle, [27] Hugo○, [28] von Berg (オルデンプルクの大臣), [29] Justus Christoph Leist○、ゲッチンゲン大学の講義は、1795年から1802年である。

この時期まで、員外教授から正教授に昇進する例が圧倒的に多かったが、1800年代に入ると、教授の流動性が高まり、他に転出する例が多くなる。

(b) [30] Martin (ハイデルベルク大学に転出), [31] Heise ○ (ハイデルベルク大学に転出、1814年に、ゲッチンゲン大学正教授), [32] Ballhorn (Detmoldの閣僚理事), [33] Bergmann○, [34] Elvers (ロシュトック大学に

102) Ebel, S.56.

103) Ebel, S.56.

104) Ebel, S.57ff.

転出), [35] Ribbentrop○, [36] Francke○ (イエナ大学に転出したが、1844年に、再度ゲッチンゲン大学で正教授), [37] Kraut ○, [38] Heinrichn Albert Zachariae ○, [39] Thöl ○ (ロシュトック大学に転出、1850年にゲッチンゲン大学正教授), [40] Karl Wilhelm Wolff (813.5.31-1888.12.5) は、1847年から1888年に死亡するまで、40年近くも員外教授のままであった。

19世紀の後半になると、教授の流動性は、ますます高まった。[41] Mejer○ (ケーニヒスベルク大学に転出、1874年にゲッチンゲン大学正教授), [42] Hartmann○ (ハレ大学に転出、1863年にゲッチンゲン大学正教授), [43] F.Mommsen ○, [44] Pernice (プラハ大学に転出), [45] von Mangoldt (フライブルク大学に転出), [46] Ubbelohde (マールブルク大学に転出、正教授), [47] Schlesinger (リュウベックの上級控訴裁判所判事、ライヒ大審院判事), [48] Maxen, [49] von Bar (ロシュトック大学に転出、1879年に、再度ゲッチンゲン大学で、正教授), [50] Frensdorff○。

(c) [51] Bremer (マールブルク大学正教授), [52] Enneccerus (マールブルク大学に転出、正教授)。地理的に比較的近いことから、マールブルク大学に転出する者が比較的多い。

[53] Rümelin (フライブルク大学に転出、正教授), [54] Zitelmann (ロシュトック大学に転出、正教授), [55] Rudolf Leonhard (ハレ大学に転出), [56] Sickel (マールブルク大学に転出、正教授), [57] Alexander Leist (マールブルク大学、ギーセン大学に転出、1917年にゲッチンゲン大学正教授), [58] André (マールブルク大学に転出、正教授), [59] Leo von Savigny (プロイセン文化省、マールブルク大学正教授。著名なサヴィニーの孫), [60] Titzte ○, [61] Hatschek ○, [62] Höpfner○。

(3) 予算内の員外教授 (Beamtete außerordentliche Professoren) は、1921 / 22 年の冬学期以降である。1930年代に多い¹⁰⁵⁾。そして、1930年代にみられた予算内の員外教授は、すべて正教授に昇進している。ナチスの時代に失業

105) Ebel, S.60.

者数が減少したことと一致している。ただし、昇進は、たんに大学予算の増加によるだけではなく、ユダヤ系法学者を追放したことの効果が大きい。

[71] Hans Niedermeyer は、予算外の員外教授から、予算内の員外教授となり、さらに正教授となった。以下のものも、すべて正教授となった。

[72] Wahl ○, [73] Welzel ○, [74] Rath ○, [75] Weigmann ○, [76] Erler○, [77] Wendt○, [78] Taegert○.

(4) 予算外の員外教授 (Außerplanmäßige (nichtbeamtete außerordentliche) Professoren) も、1921/22 年の冬学期以降である。1920年代に多くみられる¹⁰⁶⁾。員外教授も、1920年代には、予算外の員外教授だけである。継続的な定員を確保できない場合に用いられる (非常勤というわけではないが、今風には契約教授といえる)。ワイマール共和国の時代に、予算が逼迫したことの反映である。転出した者も多く、1920年代の方が、教授職の就職の厳しかったことが推測される。長期の私講師に員外教授の肩書を与えるものであり、経常的に給与が保証されるわけではない。

[81] Honig, [82] Hans Niedermeyer○, [83] Mirbt (1927年から49年までを予算外の員外教授で過ごした。この期間は例外的に長く、戦後ハレ大学に転出した。東側に転出するのも例外的である), [84] Süss (プレスラウ大学に転出), [85] Jessen (キール大学に転出), [86] Kretschmar [87] Crone, [88] Schaefer (Speyer大学に転出), [89] Schneider (チュービンゲン大学に転出), [90] Lorenz, [91] Siebert○, [92] Wernet.¹⁰⁷⁾

(5) 多数になるので、私講師については省略する¹⁰⁸⁾。

106) Ebel, S.60.

107) Ib.

108) Ebel, S.60ff.

第4章 む す び

1 キール学派とキール大学の元教授陣

キール学派は、1930年代に、キール大学に集まった若手のナチス系の法学者に対する名称である。出身は、多大学にわたるから、必ずしもキール大学というわけではない。中でも、ゲッチンゲン大学は、かなり多数を輩出している。

1933年のナチスの政権掌握の前に、キール大学法学部には、自由主義者やユダヤ系の法学者が多数いた。カントロヴィッツ (Hermann Kantorowicz, 1877.11.18-1940.2.12)、国際法学者のシュッキング (Walter Schücking, 1875.1.6-1935.8.25) や民法学者のベーデマイヤー (Werner Wedemeyer)、オッペット (Otto Opet)、また刑法講座には、犯罪心理学の父ともいわれるヘンティッヒ (Hans von Hentig)、ユダヤ系の法哲学者のフッサール (Gerhart Husserl) などである。彼らは、1933年のナチスの政権掌握以降、休職、定年の強制、他大学への強制移籍、国外への亡命などを余儀なくされた。ほかに、ヘーニガー (Heinrich Hoeniger)、ペエチュ・ヘフター (Woldemar Poetzsch-Heffter)、ラウシュ (Karl Rauch) などがいた。ただし、ラウシュは、1933年以前にキール大学に赴任しているが、経歴からは、むしろキール学派に近い¹⁰⁹⁾。亡命法学者は、キール大学だけではなく、全国にいたので、別稿でまとめて扱うことにしよう (独法109号29頁)。

キール学派の学者の多くは、戦前、キール大学でごく短期間だけ講義をもった後、ライプツヒ大学やベルリン大学などの有力大学に転出したが、戦後は、

109) キールの教授の多くについて、詳細は不明としたので、本稿でやや補充する。キール学派以前のキール大学の教授についても、簡単に【法学上の発見】475頁。

カントロヴィッツとシュッキングについては、検討したことがあるので、本稿では立ち入らない。シュッキングについては、Andreas Thier, Schücking, Walther, NDB Bd 23 (2007), S.631ff.; NDB 9 (1998), S.168. 彼らは、ナチスによって大学を追われた側である。

西側に亡命し、ゲッチンゲン大学やハイデルベルク大学が彼らを受け入れた。とくに、ゲッチンゲン大学の受け入れは多く、ここでもキールとの縁は深い。ラーレンツやミハエリス、ブッセ、シャッフスタインのように、もともとゲッチンゲン大学の出身である例も多い。

(a) オペット (Otto Opet, 1866.4.1-1941.11.7)

彼は、1866年に、ベルリンでユダヤ系の家系に生まれた。法律学を学び、1888年に、ベルリン大学で学位をえた。1891年に、試補、1893年に、ベルン大学でハビリタチオンを取得。1902年に、区裁判官、1908年に、キール大学で員外教授となった。1930年に、正教授となったが、1933年に、定年を強制された。1941年に、ハンブルクで亡くなった。民法、国法学、行政法、教会法などが専門である¹¹⁰⁾。

Die erbrechtliche Stellung der Weiber in der Zeit der Volksrechte, 1888.

Zum Brautkauf nach altalamannischem Recht, 1907.

Brauttradition und Konsensgespräch in mittelalterlichen Trauungsritualen, 1910.

Der Schutz der nationalen Minderheiten, 1919.

(b) ベーデマイヤー (Karl Konrad Werner Wedemeyer, 1870.9.17-1934.5.23)

彼は、1870年に、ハーメルンで生まれた。ハノーバーの豊かな家族の生まれである。父は、高裁付の弁護士 Georg Carl Haimar Wedemayer (1839.10.23-1874) であった。1891年から、マールブルク、ベルリン、ゲッチンゲンの各大学で、法律学を学び、1894年に、第一次国家試験に合格 (ausreichend)、1898年に、第二次国家試験に合格した (ausreichend)。1898年に、ベルリンで試補となり、1899年に、ゲッチンゲンの区裁判官となった。1903年に、マールブルク大学の Ludwig Enneccerus の下で学位 (Auslegung und Irrtum in ihrem

110) DDP や RDP に属した。Volbehr/Weyl, Professoren und Dozenten der Christian-Albrechts-Universität zu Kiel 1665-1954, 1956, S.43; Göppinger Juristen jüdischer Abstammung, 2. A. 1990 S.227.

Zusammenhänge, 1903)、1903年に、ハビリタチオンを取得した (Der Abschluss eines obligatorischen Vertrages durch Erfüllungs- und Aneignungshandlungen, 1904)。1908年に、キール大学の員外教授、1916年に、正教授となった。1923年に、学長となった。Max Pappenheim, Gustav Radbruch, Walter Jellinek, Hermann Ulrich Kantorowiczなどと親しくなった。Deutsche Volksparteiを支持。1933年に、ユダヤ系の学者 Pappenheim, Kantorowicz, Jellinekとの親交を理由に、ナチスの学生団のリストによって休職となり、早期の定年を強制された (1933年6月。本来は半年ほど後のはずであった)。後継は、キール学派の Karl Michaelis であった。1934年に、Kitzeberg のゴルフ場で、心筋梗塞で亡くなった。専門は、ローマ法、民法、民訴法である。1930年に、ハイデルベルク大学の哲学部と法学部の国法学委員会から、名誉博士号をうけた¹¹¹⁾。

Zur Praxis der Entmündigung wegen Geisteskrankheit und Geistesschwäche, 1908.

Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Gesetzbuchs - Juristisches Colloquium, 1933.

(c) ヘンティッヒ (Hans von Hentig, 1887.6.9-1974.7.6)

彼は、1887年に、ベルリンで生まれた。父は弁護士であり (Otto Hentig)、兄弟の Werner Hentigも法律家であった。1907年から、パリ、ミュンヘン、ベルリンの各大学で法律学を学んだ。1912年に、ミュンヘン大学の Karl von Birkmeyer の下で学位をえた (Der strafrechtliche Schutz des literarischen Eigentums, 1912)。医学も学んだが、兵役に服した。1914年に、国事犯として起訴された。1929年に、ハビリタチオンを取得。第一次国家試験に2度失敗した。1925年に、共産党の政府転覆計画にかかわり、ソ連に逃亡した。1926年にも、反乱罪の疑いで刑事手続におかれた。1929年に、ギーゼン大学の Wolfgang Mittermaier の下でハビリタチオンを取得した。1931年に、キール

111) Gundlach, Catalogus professorum academiae Marburgensis, I (1527-1910), 1927, 168f.; Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O. 前注110)), S.40.

大学の正教授となった(Erik Wolfの後継)。1934年に、ボン大学教授(Max Grünhutの後継)。1935年に、解雇され、1936年に、アメリカに亡命した。1937年から1948年まで、エール大学、カリフォルニア大学、プエルトリコやカンザス市立大学などでの客員教授をし、ワシントンの検事総長の顧問(Berater Generalstaatsanwaltschaft Washington)もした。1951年に、ボン大学に復帰、1955年に、定年となった。被害者学(Viktimologie)の創始者。1974年に、Bad Tölzで亡くなった。専門は、刑法、刑訴法、犯罪学である¹¹²⁾。

Mein Krieg, 1919.

Die Strafe, 1932.

The criminal and his victim, 1948.

Zur Psychologie der Einzeldelikte, Bd. 1ff. 1954ff.

Terror - Zur Psychologie der Machtergreifung, 1970.

(d) フッサール (Gerhart Husserl, 1893.12.22-1973.9.8)

彼は、1893年に、ハレでユダヤ系の家系に生まれた。父は、現象学(Phänomenologie)で著名な哲学者 Edmund Husserl (1859-1938)である。法学を学び、1918年に、第一次国家試験に合格、1921年に、フライブルク大学で学位をえて、1923年に、第二次国家試験に合格した。ボンで補助裁判官となった。1924年に、ボン大学でハビリタチオンをえた。1926年に、ボンで裁判官となり、のちキール大学の正教授、1933年に、休職となり(後継は、ラーレンツ)、強制休暇後に移籍され、ゲッチンゲン大学の教授となったが、大学は勤務を拒否した。1934年に、フランクフルト(マイン)大学教授、名誉教授の申請をした。1935年に、定年を適用され、教授資格も剥奪された。1935年末に、アメリカに亡命した。1938年から1948年の間、ヴァージニア州立大学の教授。1941年に、

112) Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110)), S.44; Kriminologische Wegzeichen, Festschrift, 1967; Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform (hrsg. v. Sieverts) 1967 Heft 3/4 S.99ff., (Festschrift); DBE 4 (1996), S.599; Die Juristen der Universität Bonn, (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, 300.

アメリカの市民権を取得した。1948年に、アメリカ占領軍のドイツ高等法務委員会の顧問、1952年に、ドイツに帰国。彼の賠償請求に対して、フランクフルト大学は、遡及して1950年以降の退職手当 (Emeritusbezüge) を支払った。ケルン大学、フライブルク大学の客員教授をした。1956年に、フライブルク (im Breisgau) 大学の名誉教授となった。1973年に、フライブルク (im Breisgau) で亡くなった。法哲学、民法、比較法を専門とする。祝賀論文集として、42, *Phänomenologie Rechtsphilosophie Jurisprudenz Festschrift zum 75. Geburtstag* (hrsg. v. Württenberger) 1969 (文献一覧がある。274 頁以下)¹¹³⁾。

Rechtskraft und Rechtsgeltung, 1925.

Recht und Welt, 1929, 2. A. 1964.

Der Rechtsgegenstand, 1933 (Neud.) 1995.

Justice, 1937.

Recht und Zeit, 1955.

Person Sache Verhalten, 1969.

(e) ヘーニガー (Heinrich Hoeniger, 1879.12.26-1961.4.14)

彼は、1879年に、上シレジアの Ratibor でユダヤ系の家系に生まれた。ハレ、ハイデルベルク、フライブルク (ブライスガウ) の各大学で法律学を学び、1906年に、フライブルク大学の Gustav Rümelin の下で、学位をえた (Vorstudien zum Problem der gemischten Verträge, 1906)。1909年に、同じくフライブルク大学の Rümelin の下で、ハビリタチオンを取得した (Die gemischten Verträge in ihren Grundformen, 1909)。1913年に、フライブルク大学の員外教授、1919年に、フライブルク大学の正教授となった。1932年に、キール大学教授。1934年に、ユダヤ系を理由として、教授職から排斥され、フランクフルト大学に強制移籍された。1935年に、年金生活を強制された。1938

113) Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110)); Nachruf (1974), Britta Böhler, Gerhart Husserl 1992; Hollerbach, Jurisprudenz in Freiburg 2007, S.399ff. (JZ 1974, 36の再録).

年に、アメリカに亡命。1939年に、ニューヨークの Fordham大学のインストラクター、1941年に、ニューヨークの Hunter College の教授となった。1950年に、ドイツに帰国。フランクフルト大学の客員教授。1960年に、年金生活に入った。1961年に、フランクフルト（マイン）で亡くなった。商法、民法、労働法が専門である¹¹⁴⁾。

Die Sicherungsübereignung von Warenlagern, 1912.

Die Diskontierung von Buchforderungen, 1912.

Riskante Rechtsübung, 1917.

Die Pacht des Handelsgeschäfts, 1923.

(f) **ベツチュ・ヘフター (Woldemar Friedrich Poetzsch-Heffter, 1881.6.21-1935.9.21)**

彼は、1881年に、ザクセンの SkäBchen (Großenhain) で生まれた。法律学を学び、1905年に、ライプツヒで試補となった。1907年に学位をえて、1910年に、第二次国家試験に合格。1915年に、ザクセンの外務省に勤めた。1916年に、政府顧問官。1917年に、ベルリンの公使館理事 (Legationsrat)、1920年に、ライヒ議会の (政府) 代表、1921年に、大臣理事官、1931年に、キール大学の正教授となった。1935年に、ライプツヒ大学教授。1935年に、ホルシュタインの Plön で亡くなった。公法、国法学、行政法が専門であった¹¹⁵⁾。

Handkommentar der Reichsverfassung vom 11. August 1919, 1919, 2. A. 1921, 3. A. 1928.

Grundgedanken der Reichsreform, 1931.

114) DBE 5 (1997), S.98; Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110)), S.44.また、顕彰記事として、Würdigung NJW 1955, 215; NJW 1961, 1617 (Hessel Phillip) がある。

115) Volbehr/Weyl, Professoren(a.a.O.前注110)), S.44; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, S.95, S.122.

(g) パッペンハイム (Max Pappenheim, 1860.2.2-1934.2.3)

彼は、1860年に、ベルリンで、ユダヤ系の家系に生まれた。大伯父の Emin Paschalは、アフリカ探検家であり、父 Jakob Pappenheim は、工場主であった。ベルリン大学では、Heinrich Brunnerに学び、ライプツヒ大学では、Stobbe や Wach に学び、ベルリン大学では、Levin Goldschmidt に学んだ。1881年に、ベルリン大学で学位をえた（成績は、cum laude,論文は、Begriff und Arten der Papiere auf den Inhaber, 1881）。司法研修なしに、1884年に、ブレスラウ大学で、ギールケの下で、ハビリタチオンを取得した（Die Entstehung der altdänischen Schutzgilden, 1884）。1888年に、キール大学の員外教授、正教授となった（Brockhaus の後継）。1909年に、枢密顧問官、1928年に、名誉教授となった。ナチスの政権獲得の前で、その迫害を免れた。1934年に、キールで亡くなった。法史、商法、手形法、海法を専門とする¹¹⁶⁾。

Launegild und Garethinx, 1882.

Handbuch des Seerechts, Bd. 1f. 1906ff.

(h) ラウシュ (Karl Rauch, 1880.3.27-1953.2.26)

彼は、1880年に、グラーツで生まれた。1953年に、ボンの Bad Godesberg で生まれた。農民の家系であった。祖父は、医学博士 (Josef Rauch)、父は、財務官代理 (Carl Rauch) であった。母は、グラーツの裕福な商人の娘であった。カトリックであった。ライプツヒ大学で音楽を学び、グラーツ大学で、法律学、歴史を学んだ。1903年に、グラーツ大学で学位をえた (Hanausek や Arnold Luschin von Ebengreuth)。1904年に、ベルリン大学で、Brunner や Zeumer に学び、1905年には、Monumenta Germaniae Historica の共同研究者となった。1906年に、ブレスラウ大学の員外教授の代講をした。1907年に、同大学で、ハビリタチオンを取得 (Spurfolge und Anefang in ihren

116) 祝賀論文集がある。Festschrift 1931 (Schriftenverzeichnis 570-592, Porträt); 追悼記事 Nachruf ZRG GA 55 (1935) XIII (Eckhardt); Volbehr/Weyl, Professoren (aa.O. 前注110)), S.37; Göppinger, Juristen jüdischer Abstammung, 2. A. 1990, S. 227.

Wechselbeziehungen, 1907)。1908年に、ケーニヒスベルク大学で員外教授、1911年に、ブレスラウ大学で員外教授、1912年に、イエナ大学で正教授となった。Hans Fehr の後継であった。1914年に、イエナの市長代理、1916年に、チューリンゲンの食料長官、1918年に、国務委員、1920年に、教授職を放棄した。1921年に、チューリンゲンの経済省の参事官、1924年以降、出版社や印刷所を引き受けたりした。1928年までに、Karl August Eckhardt と親しくなり、1932年に、キール大学の正教授となった。1933年に、ボン大学教授。キール学派の Karl August Eckhardt の後継であった。1938年に、グラーツに農場を買った。1942年に、グラーツ大学教授、1944年には副学長、1945/1946年に、学長。戦後、オーストリアでは、併合時代の公職が否定されたことから、教授と認められなくなり、年金生活に入った。1950年に、ボン大学の名誉教授号をうけた。1953年に、亡くなった。ドイツ法、法史、商法が専門である¹¹⁷⁾。

Traktat über den Reichstag im 16. Jahrhundert, 1905.

Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmitteln, 1940.

2 キール学派の教授

1933年、ナチスが政権を掌握すると、新しい教授陣がほぼ同時期にキール大学に赴任し、あるいは非常勤で講義を依頼された。Busse, Dahm, Eckhardt, Huber, Larenz, Michaelis, Ritterbusch, Schaffstein, Siebert, Wieacker などである。もっとも、多くの者は、戦争中に、他の大学に招聘され、実際にキール大学に長くとどまったのは、ラーレンツだけである。そして、キール学派の拡散とともに、全国の大学も同様の傾向をもつようになったのである。ラーレンツとミハエリス、ジーベルト、ヴィアッカーについては検討したことがあるので省略する。

117) Die Juristen der Universität Bonn, (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, 522; ZRG 70 (1953) XXXIII. (Beyerle Franz).

(a) **ブッセ (Martin Busse, 1906.5.31-1945.2.16)**

彼は、1906年に、Bleicherode で生まれた。法律学を学び、1930年に、ゲッティンゲン大学で学位 (Hegels Phänomenologie des Geistes und der Staat, 1931) をえた。1934年に、世襲農場法の専門家として、ライヒ農民団の幹部、1935年に、土地法部門の指導者、1935年に、キール大学の私講師、1936年に、キール大学でハビリタチオンを取得して、1937年に、員外教授、1940年に、正教授となった。1941年に、ゲッティンゲン大学教授 (Wilhelm Saure の後継)、兵役に服した。1945年に、Gochで亡くなった。専門は、法哲学、農場法、民法である。ラーレンツと同様に、ゲッティンゲン大学のビンダーの弟子である¹¹⁸⁾。

Binder/Busse/Larenz, Einführung in Hegels Rechtsphilosophie 1931.

Der Erbhof im Aufbau der Volksordnung, 1936.

Wirtschaftspolitische Praxis und Rechtsbildung, 1941.

(b) **ダーム (Georg Dahm, 1904.1.10-1963.7.30)**

彼は、1904年に、ハンブルク (Hamburg-Altona) で生まれた。法律学を学び、1925年に、キールで試補。1927年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。1929年に、試補。1930年に、ハイデルベルク大学でハビリタチオンを取得した。1932年に、ハレ大学の員外教授。1933年に、キール大学で正教授となった。ナチスに追われたカントロヴィッツの後継であった。学部を突撃隊風に構成する熱心なナチス主義者であった (Stoßtrupp fakultät Kiel)。1935年から37年まで、学長。ドイツ法アカデミー会員。1939年に、ライプツヒヒ大学教授、副学長。1941年に、シュトラスブルク大学の刑事法インスティテュートの所長 (NS-Kampfuniversität Straßburg)。1944年に、ナチス私講師連盟の指導者。1950年に、キール大学で講師をしたが、1951年に、パキスタンに渡り、ダッカ大学の教授となった。1955年に、キール大学教授。1963年に、キールで亡くなった。

118) Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110); Klee, Das Personenlexikon (a.a.O.前注97)), S.87f.

パキスタンでかかった病気による。専門は、刑法、国際法、法史である。戦前の専門は、刑法である¹¹⁹⁾。

Täterschaft und Teilnahme, 1927.

Das Strafrecht Italiens im ausgehenden Mittelalter, 1931.

Untersuchungen zur Verfassungs- und Strafrechtsgeschichte der italienischen Stadt im Mittelalter, 1941.

Völkerrecht, 1958f. 戦後は、国際法を専門とした。

Deutsches Recht, 1944, 2. A. 1963.

Die geschichtlichen und dogmatischen Grundlagen des geltenden Rechts, 1951.

(c) エックハルト (Karl August Eckhardt, 1901.3.5-1979.1.29)

彼は、1901年に、Witzenhausen an der Werra で生まれた。父は、司法顧問官、公証人で弁護士の Wilhelm Eckhardt であった（ドイツの公証人弁護士については、【専門家】155頁）。マールブルク大学で Franz Leonhard に学び、マールブルクで学生団体に入り、1920年に、チューリンゲンの共産党の蜂起に対する鎮圧に参加した。1922年に、第一次国家試験に合格、4週間後に学位をえた（師は、Walther Merk、論文は、Die Witzenhäuser Schwabenspiegelhandschrift, 1922）。ハビリタチオンの推薦を断り、ドイツ文献学、中世史をゲッチンゲンで学んだ。Witzenhausen(カッセル近郊)の紙工場の法務部で働き（アルバイトである）、Witzenhausenの文書館でも働いた。1924年に、ゲッチンゲン大学の Herbert Meyerの下で、ハビリタチオンを取得した（Der Deutschenspiegel seine Entstehungsgeschichte und sein Verhältnis zum Schwabenspiegel, 1924）。マールブルク大学で、Paul Meyerの後継の講師をした。1928年に、キール大学の正教授となった（(g) Max Pappenheimの後継であった）。1930年には、

119) Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110)), S.46; 顕彰記事 Würdigung ZRG GA 80 (1963) 600; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 282; Klee, Das Personenlexikon (a.a.O. 前注97)), S.100.

キールのナチス学生団体と緊密な関係を築いた。同年に、プロイセンの文化省では、ナチスとして告発されていた。プロイセンでは、ワイマール共和国のほぼ全期間 1920 年から1932年まで、SPD のブラウン (Otto Braun, 1872-1955) が州首相を勤めていた。1932年7月に、ライヒ首相のパーベンが大統領のヒンデンブルクを利用して、ブラウンを解任、みずから州首相に代わるライヒス・コミサー＝国務委員 (Reichskommissar) となった。プロイセン・ショック (Preußenschlag) といわれる (クーデター)。同年10月に、ライヒ大審院 RG の国家裁判所 (Staatsgerichtshof) は、ブラウンの正当性を認めたが (RGZ 138, Anhang S.1- 43)、1933年1月、ライヒ (連邦) ・レベルでヒトラー内閣が成立し、ブラウンは、2月6日に再度ヒンデンブルクにより解任された。2月27日には、国会議事堂放火事件が起った。州首相の後任は、パーベンで、4月にはゲーリングとなった。

エックハルトは、1930年に、ベルリンの商科大学に招聘された。同年以後、ナチス的な傾向はいつそう強まった。1932年には、ナチス黨員となった。同年に、ボン大学教授。1934年に、再度、キール大学で講義をもった。Karl Rauch の後継であった。SSの教育部門の指導者となった。1934年には、ライヒおよびプロイセンの教育省の法と政治、経済、歴史部門の参与となった。また、カール・シュミットによる法学プランのための大学教授大会を催した。ナチス幹部の Heinrich Himmler と親しかった。1935年に、ベルリン大学の哲学部中世史の教授となる。突撃隊の幹部 (Obersturmführer)。1936年に、ベルリン大学法学部教授。ナチスの法律顧問 Walter Frank とのいさかいのために、学術省内の活動を制限され、1936年には、省から除外された。カール・シュミットとの間でも権力闘争を行った (カール・シュミットは失脚)。1937年に、Himmler の同意をうけて、ボン大学に復帰した。1939年に、国防軍に招集された。短期でボンに戻り、哲学部でも教えた。キール学派の中でも強いナチスの信奉者であり、ボンに残されている写真も軍服姿である。1941年にも招集され、パリやグラーツに行った。1944年末には、ザクセンにいて捕虜生活をした。1945年には、免職となったが、職業の制限はうけず、執筆活動をした、1948年に、戦傷による心臓病のために、一時的に年金生活を送った。1950年からは、

Witzenhausenで都市の文書館などで研究活動をし、大学には戻れなかった。ドイツ法、民法、商法が専門である。1979年に、Witzenhausenで亡くなった¹²⁰⁾。

Politische Geschichte der Stadt Witzenhausen, 1925.

Rechtsbücherstudien 1, Vorarbeiten zu einer Parallelausgabe des Deutschenspiegels und Urschwabenspiegels, 1927.

Die Lex Baiuvariorum - eine textkritische Studie, 1927.

Das Witzenhäuser Stadtbuch von 1558-1612, 1927/1931.

Deutschenspiegel mit Augsburger Sachsenspiegel und ausgewählten Artikeln der oberdeutschen Sachsenspiegelübersetzung, (共同編集) 1930。

ほかに多数の中世文献の収集があるが、省略する。

(d) フーバー (Ernst Rudolf Huber, 1903.6.8-1990.10.28)

彼は、1903年に、Oberstein in Birkenfeld で、バーデンの商人の家系に生まれた。父も商人であった。宗旨はプロテスタントである。1921年から、チュービンゲン大学で、歴史、哲学、文献学、哲学などを学んだ。第一次世界大戦後のハイパーインフレのために、勉学を中断し、父の家業を補助した。1922年から、ミュンヘン大学で、国民経済学、法律学を学んだ。1924年に、ボン大学で、Erich Kaufmannや Carl Schmitt に学び、とくに後者からは強い影響をうけた。第一次国家試験に合格、1926年に、ボン大学の Carl Schmitt の下で学位（成績はsehr gut）を取得（Die Garantie der kirchlichen Vermögensrechte in der Weimarer Verfassung, 1926）。1928年に、Carl Schmittがベルリンに移ってからは、ボン大学の Heinrich Göppert の助手となった。1930年に、第二次国家試験に合格（gut）。1931年には、Heinrich Göppertの下

120) 祝賀論文集がある。Festschrift zum 60. Geburtstag von Karl August Eckhardt 1961。また顕彰記事として、Nachruf ZRG GA 104 (1987) 497 (Nehlsen); Klee, Das Personenlexikon (a.a.O. 前注97), S.125; Die Juristen der Universität Bonn im Dritten Reich, (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, 160ff. (Niemann)。

また、Nehlsen, Karl August Eckhardt, SZ (Ger), 104 (1987), 497.

でハビリタチオンを取得した (Das Deutsche Reich als Wirtschaftsstaat 1931, Wirtschaftsverwaltungsrecht, 1931)。Tula Simons と結婚した。彼女は、ライヒ外務大臣、ライヒ大審院長の Walter Simonsの娘であり、Göppert と Carl Schmitt の助手をしていた。

1933年にナチスに入党。同年、キール大学 (Stoßtruppfakultät Kiel) の正教授となった。Georg Dahm, Karl Larenz, Karl Michaelis, Franz Wieacker, Karl August Eckhardt, Paul Ritterbusch, Friedrich Schaffstein, Wolfgang Siebertなどと並ぶ、キール学派の1人となった。1937年には、ライプツヒ大学教授。1941/1944年には、シュトラスブルク大学教授。1945年に解雇され、フライブルクに移った。1952年に、Wilhelm Grewe や Franz Wieacker からフライブルク大学の講義を依頼された。1957年に、Wilhelmshaven-Rüstersielの社会科学大学の教授、1962年に、これがゲッチンゲン大学に統合されたことから、ゲッチンゲン大学の教授となった。1968年に、名誉教授となった。1990年に、フライブルク (ブライスガウ) で亡くなった。憲法、国法学、教会法などが専門であった。祝賀論文集がある。Festschrift (hrsg. v. Forsthoff Ernst/Weber Werner/Wieacker Franz), 1973文献目録 385頁以下で、17冊の著書、151の論文、147の小論がある。多くは、1945年以前のものである¹²¹⁾。

Verträge zwischen Staat und Kirche im Deutschen Reich, 1930.

Wirtschaftsverwaltungsrecht, 1932, 2. A. 1953f.

Reichsgewalt und Staatsgerichtshof, 1932.

121) 追悼記事として、Nachruf NJW 1991, 893 (Simon W.); 顕彰記事として、FAZ 07.06.2003 (Stolleis Michael); Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 229, 280, 347f.; Klee, Das Personenlexikon (a.a.O. 前注97)), S.272; Die Juristen der Universität Bonn, (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, 368; Schumann, Von Leipzig nach Göttingen, Festschrift der Juristenfakultät 2009, 633f.

フーバーの妻シモンズ (Tula Huber-Simons, geb.Simons, 1905.3.3-2000.7.19) は、外務大臣、ライヒ大審院長のシモンズの娘である。彼女については、女性法律家に関する別稿で扱う。

- Die Gestalt des deutschen Sozialismus, 1934.
Neue Grundbegriffe des hoheitlichen Rechts, 1935.
Vom Sinn der Verfassung, 1935.
Wesen und Inhalt der politischen Verfassung, 1935.
Verfassungsrecht des großdeutschen Reiches, 1937, 2. A. 1939.
Heer und Staat in der deutschen Geschichte, 1938, 2. A. 1943.
Der Kampf um die Führung im Weltkrieg, 1941.
Idee und Ordnung des Reiches, 1943.
Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 1ff. 1961ff., 2. A.:1964ff., 3. A. 1987ff.
Zur Problematik des Kulturstaats, 1958.
Nationalstaat und Verfassungsstaat, 1965.
Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert, Bd. 1ff. (hrsg. v. Huber Ernst/Huber Wolfgang), 1973ff.
Bewahrung und Wandlung, 1975;

(e) **リッターブッシュ (Paul Ritterbusch, 1900.3.25-1945.4.26)**

彼は、1900年に、ザクセンの Werdau で生まれた。父は、瓦職人であった。1918年に、第一次世界大戦では歩兵として従軍した。ライプチヒ、ハレの各大学で法律学を学び、1922年から、熱狂的なナチス信奉者となった。1932年に入党。1925年に、ライプチヒ大学で学位、1928年に、ライプチヒ大学の Richard Schmidt の下で、ハビリタチオンを取得した。1933年に、ケーニヒスベルク大学の正教授、1935年に、キール大学教授となった。Walther Schücking の後継であった。1937年に、学長（この年に、キールのナチス私講師連盟の会長でもある）、1940年には、ライヒ文化省の精神科学の戦時委員会の会長を兼ねた。カールシュミットの後継として、ナチス法律家連盟の大学部会長。ドイツ法アカデミー会員。1941年には、ベルリンの文化省の参事官。兵役を免除された。キール大学の職を放棄して、ベルリン大学の職を引き受けた。1942年に、国法と行政法の国際アカデミーの理事。1945年に、Düben an der

Muldeで自殺した。国法学、行政法、国際法が専門である¹²²⁾。

Der Gesellschaftsvertrag oder Die Grundsätze des Staatsrechtes - Jean-Jacques Rousseau -, 1927.

Parlamentssouveränität und Volkssouveränität in der Staats- und Verfassungsrechtslehre Englands vornehmlich in der Staatslehre Daniel Defoes, 1929.

Idee und Aufgabe der Reichsuniversität, 1935.

Demokratie und Diktatur, 1939.

Politische Wissenschaft, 1940.

(f) シャッフスタイン (Friedrich Schaffstein, 1905.7.28-2001.11.6)

彼は、1905年に、ゲッチンゲンで生まれた。父は、(特定の教職につかない)自由な学者で哲学博士 (Privatgelehrter, Schaffstein) であった。1924年から、インスブルック、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1927年に、第一次国家試験に合格、ゲッチンゲン大学の Robert von Hippelの下で学位をえて (Die Behandlung der Schuldarten im ausländischen Strafrecht, 1928)、1928試補。1930年に、同じく Hippel の下で、ハビリタチオンを取得した (Die Entwicklung der allgemeinen Lehren vom Verbrechen im gemeinen Strafrecht, 1930)。1933年に、マールブルク大学で講師、1934年に、ライプチッヒ大学の正教授。1935年に、キール大学教授。Hans von Hentigの後継であった。ドイツ法アカデミー会員。1941年に、シュトラスブルク大学、兵役に服した。1952年に、ゲッチンゲン大学で講師をして、1954年に、ゲッチンゲン大学の正教授となった。1969年に、定年となった。この期間の末には、盲目となった。2001年に、ゲッチンゲンで亡くなった。ミハエリスと同様に、96歳と、き

122) Volbehr/Weyl, Professoren (a.a.O.前注110)), S.46; Klee, Das Personenlexikon (a.a.O.前注97)), S.500; Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, 116, 280 ほか。

わめて長寿であった。専門は、刑法、刑訴法、犯罪学である¹²³⁾。記念論文集がある。

Festschrift (hrsg. v. Grünwald Gerald/Miehe Olaf/Rudolphi Hans-Joachim/Schreiber Hans-Ludwig), 1975.

Wiedergutmachung und Strafrecht (hrsg. v. Schöch Heinz (Festschrift), 1987 (文献目録 116ff.)

Die Erneuerung des Jugendstrafrechts, 1936.

Wilhelm von Humboldt (Biographie), 1952.

Die europäische Strafrechtswissenschaft im Zeitalter des Humanismus, 1954.

Abhandlungen zur Strafrechts- und Wissenschaftsgeschichte, 1986.

Jugendstrafrecht, 1959, 2. A. 1966, 3. A. 1970, 4. A. 1972, 5. A. 1975, 6. A. 1977, 7. A. 1980, 8. A. 1983.

Schaffstein/Beulke Jugendstrafrecht 9. A. 1987, 10. A. 1991, 11. A. 1993, 12. Aa 1995, 13. A. 1998, 14. A. 2002.

Schaffstein/Beulke/Swoboda Jugendstrafrecht, 15. A. 2014.

3 ナチスへの加入の割合

(1) 個別の研究のほか、マクロの比較を付加しよう。以下のグラフはキール大学の1935/1936年の(教官の)ナチス加入者の割合である。法学部、医学部、神学部の比較であり、他の学部は包含されていない(平均は全学の平均である)。学部の規模は、医学部、法学部、神学部の順に小さくなる¹²⁴⁾。

ナチスが政権を掌握したのが、1933年であり、加入者の割合は、まだ小さい。

123) Volbehr/Weyl, Professoren(a.a.O.前注110)), S.45; Catalogus professorum academiae Marburgensis II 1979, 136; 顕彰記事 Würdigung NJW 2002, 1250 (Maiwald Manfred); Klee, Das Personenlexikon (a.a.O.前注97)), S.525f.; Schumann Eva, Von Leipzig nach Göttingen, Festschrift der Juristenfakultät 2009 633f.

124) Auge, a.a.O., S.519.

ナチスの時代の大学一般については、Gebhardt, Handbuch der deutschen Geschichte, Bd.25, 1987, S.170f.

30年代の後半に爆発的に増加するが、別に検討することから、本稿では、これについてはあまり立ち入らない。

1935年に、社会科学で、35.9%、自然科学で、18.4%であった。個別にみると、法学部で、22.7%、医学部で18.9%、神学部で、8.3%で、全学の平均は、24.7%であった。

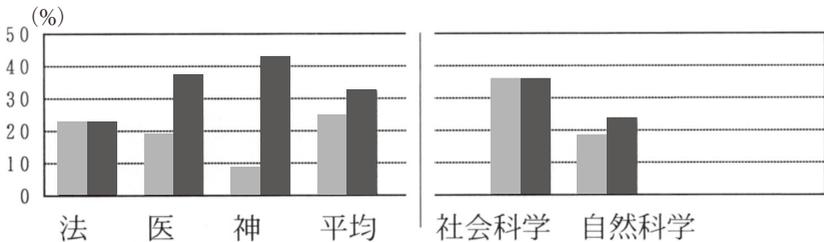
1936年に、社会科学で、35.9%、自然科学で、23.7%となった。また、法学部で、22.7%、医学部で37.2%、神学部で、42.9%で、全学の平均は、32.3%であった。

キール学派では法学部での活動が著名であるが、法学部のみが突出して高かったわけではない。また、自然科学は少ない。自然科学だから没価値だったわけではなく、むしろ社会科学の方がナチスに無批判的だったことになる。

変化をみると、1935年にもっともナチス加入者の割合が高かったのは法学部であるが、1935年と1936年の比較では、法学部ではほとんど変化がない。これに反し、医学部と神学部での増加がいちじるしい。医学部では倍増したし、神学部では、5倍にも増加した。とくに神学部では、1桁だった加入率が4割にも達したことが顕著である。

社会科学と自然科学の比較では、当初高かった社会科学での伸びがなかったのに対し、自然科学で1年に5%も増加したことが対照的である。

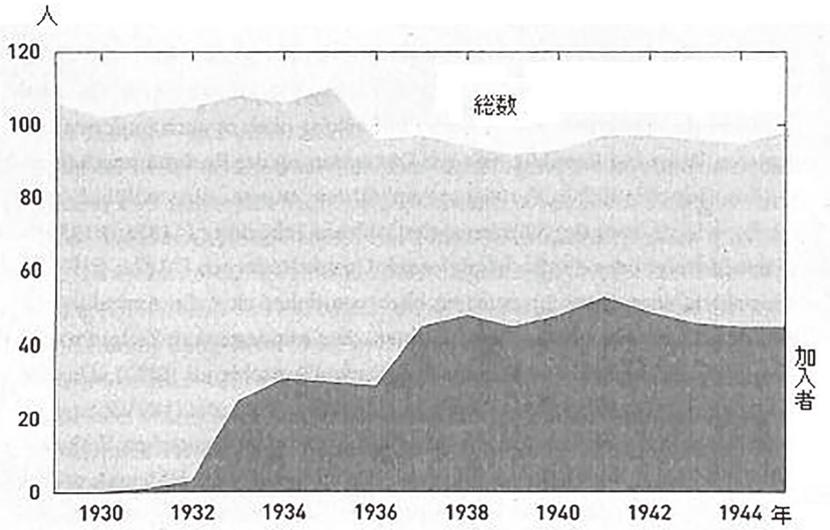
ナチス加入者の割合 (1935/36年)



(2) 1935年以降の増加は、よりいちじるしい。やはりキール大学の例によれば、教員の半分をも占めるにいたる。もっとも、それでも、やっと半分にすぎなかったともいえる。事実上の加入への強制があったことからすれば、比較的少ないというべきであろう。比較までに、ボン大学の教員については、より高

い数字が出ている(1945年に、59%)。これは、北ドイツと中ドイツの特徴を反映している。【法学上の発見】334頁参照。

ナチス加入者の割合(1930年-1944年)



4 戦後の移動

第二次世界大戦の末期人事が滞ったことから、西側の大学は、1945年以降、東ドイツ地域の大学から教授を集めた。中でも、精力的に集めたのは、ゲッチンゲン大学とハイデルベルク大学である。名門大学であるライプツヒ大学からは、ティーメ (Thieme, ライプツヒから。1947年) やヴィアッカー (Wieacker, ライプツヒ大学から。1945年から48年に客員教授、1949/53年、フライブルク大学。1953年にゲッチンゲン大学) が招聘された。フンボルト大学も、東側に組み込まれたことから、キール学派の学者はおおむね免職となった。中には、ジーベルト (Siebert, 1952年、ベルリンから) やボーア (Hans Otto de Boor, 1886.9.9-1956.2.10. 1950年、ライプツヒから) のようなナチス的学者も含まれていた。

2 でみたキール学派の教授の多くは、西側に移動したのである。ブッセは、すでに戦争中の1941年に、ゲッチンゲン大学教授、フーバーとシャッフスタインも、戦後、ゲッチンゲン大学教授となった。本稿では扱わなかったが、ミハエリス（1951年にミュンスター大学、1956年にゲッチンゲン大学）も、戦後、ゲッチンゲン大学教授である。

エックハルトは大学に戻らなかったが、ダームは、キール大学に戻った。リッターブッシュのみは 1945 年に自殺している。ラーレンツは、1933年にキール大学で正教授となり、その職にとどまり、戦後一時、キール大学で活動制限を受けたが、1960年に、ミュンヘン大学に招聘された¹²⁵⁾。

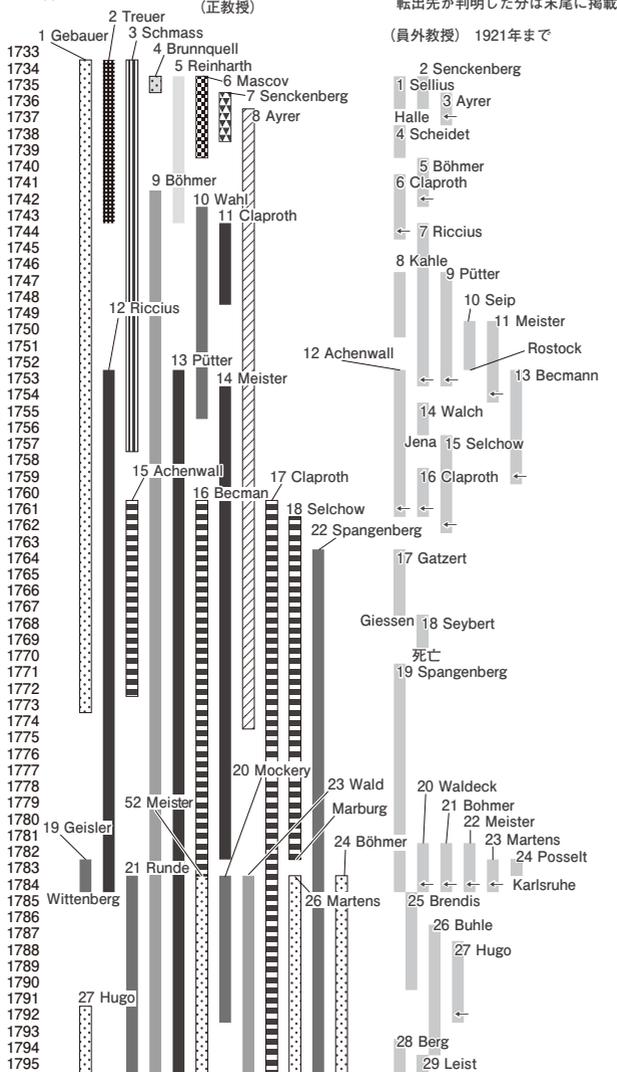
キール大学は、キール学派という不名誉な名称の元となったことから、戦後、繰り返し戦前の大学や学部、教授の検証を行っている。しかし、ゲッチンゲン大学については、ほとんど行われていない。同大学が、キール学派の養成や戦後の積極的な受け入れに関与したことの検討が必要であるが、これは将来の課題として残されている。

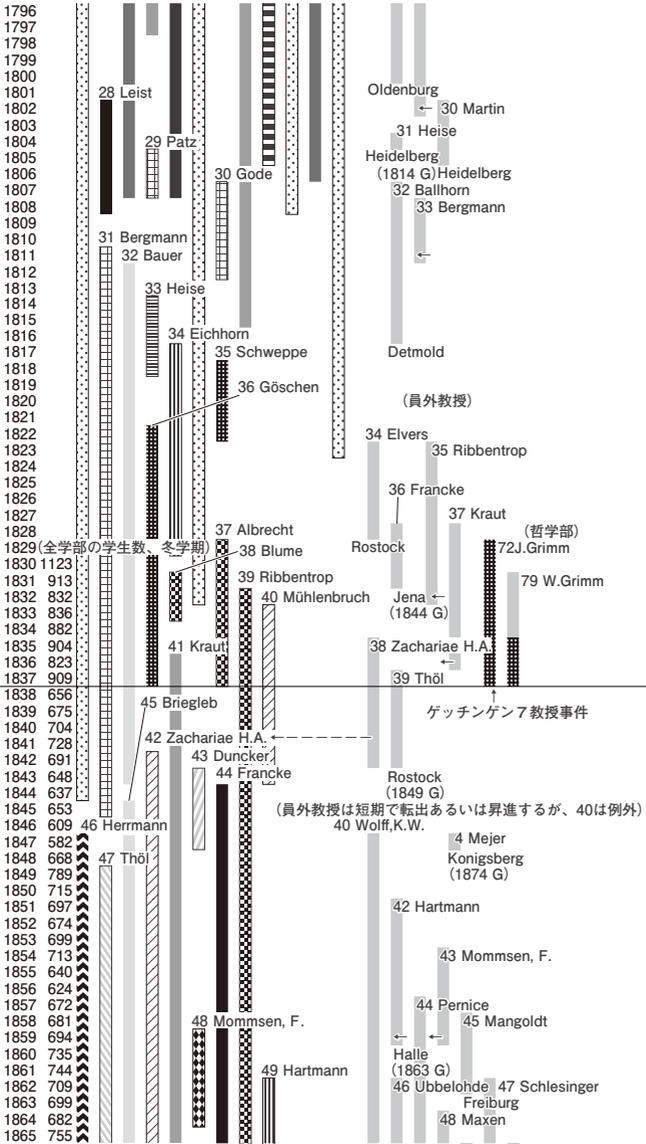
125) ラーレンツについて、【法学上の発見】476頁。また、ラーレンツに関連して、同484頁注45)で言及したフェルゲントレーガー (Wilhelm Felgenträger, 1899.1.19-1980.10.20) は、1899年に、Berlin-Friedenauで生まれた。1919年から、当初、機械学をベルリンの工科大学で学び、1922年から、法律学を、ベルリン、ゲッチンゲンの各大学で学んだ。1926年に、学位をえて、1927年に、ゲッチンゲン大学で助手となった。1930年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学で私講師。1936年から、マールブルク大学で講義をもった。ドイツ法アカデミー会員。1940年に、ブレスラウ大学教授、1949年に、ハンブルク大学教授、1950年に、大学協会の会長 (Hochschulverband)、1957年に、フライブルク大学の名誉理事となった。1980年に、ハンブルクで亡くなった。専門は、民法、ドイツ法、法史である。記念論文集がある。Im Dienste der deutschen Hochschullehrer, Festschrift für Wilhelm Felgenträger, 1969。また、追悼文として、Nachruf ZRG RA Bd. 98 (1981), 600 (Wieacker)。Vgl. Klee, Das Personenlexikon (a.a.O.前注97)), S.147。

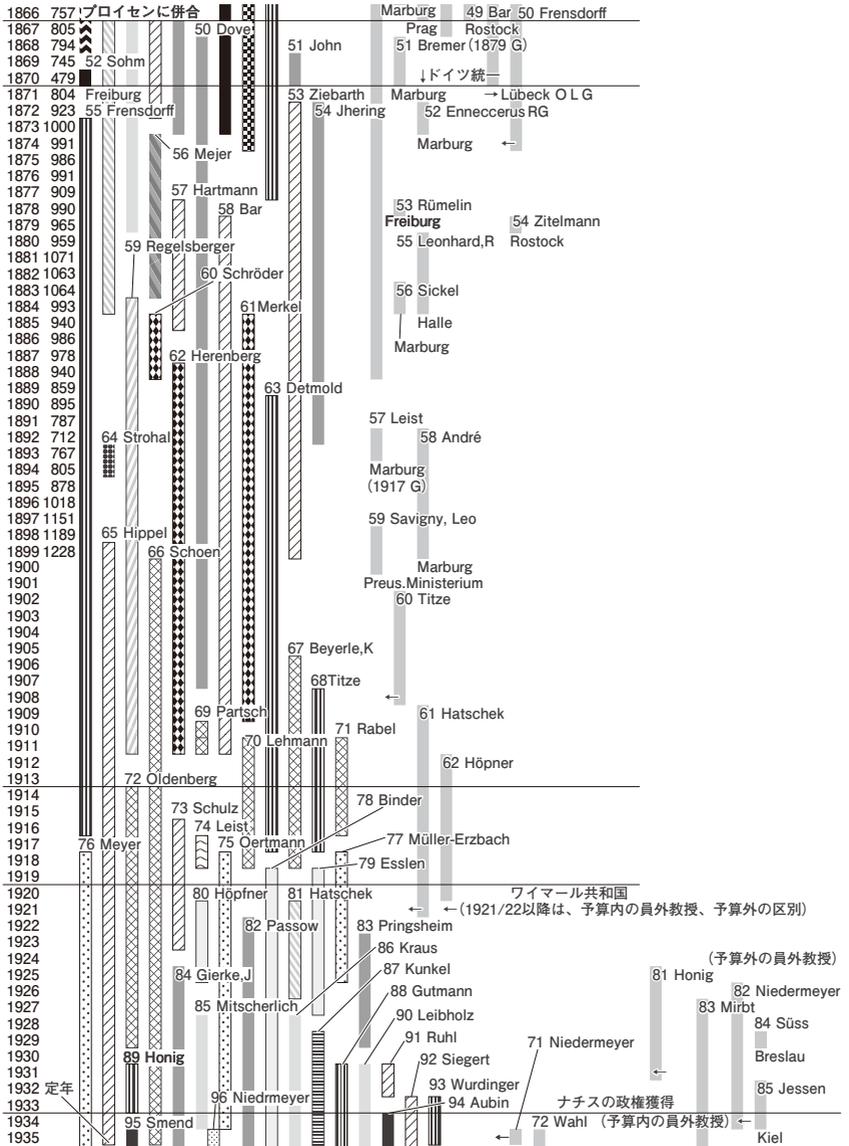
ゲッチンゲン大学

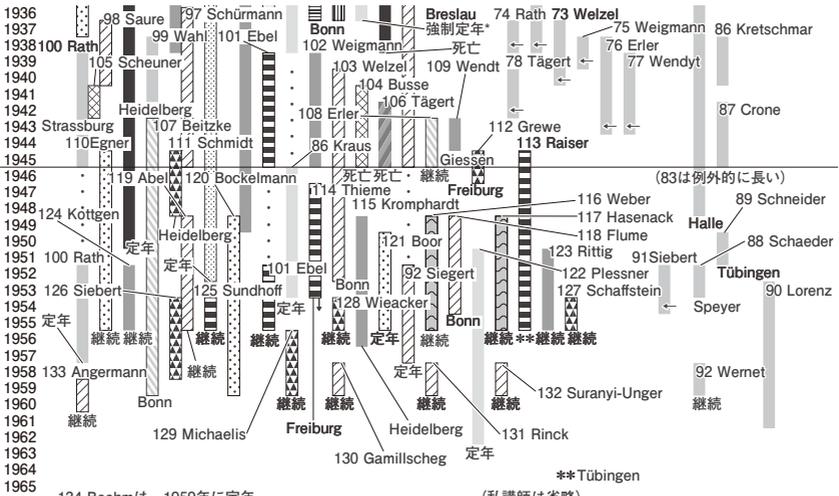
1733/34年創設

1586ギムナジウム、ルター派
(Rüegg, S.85)





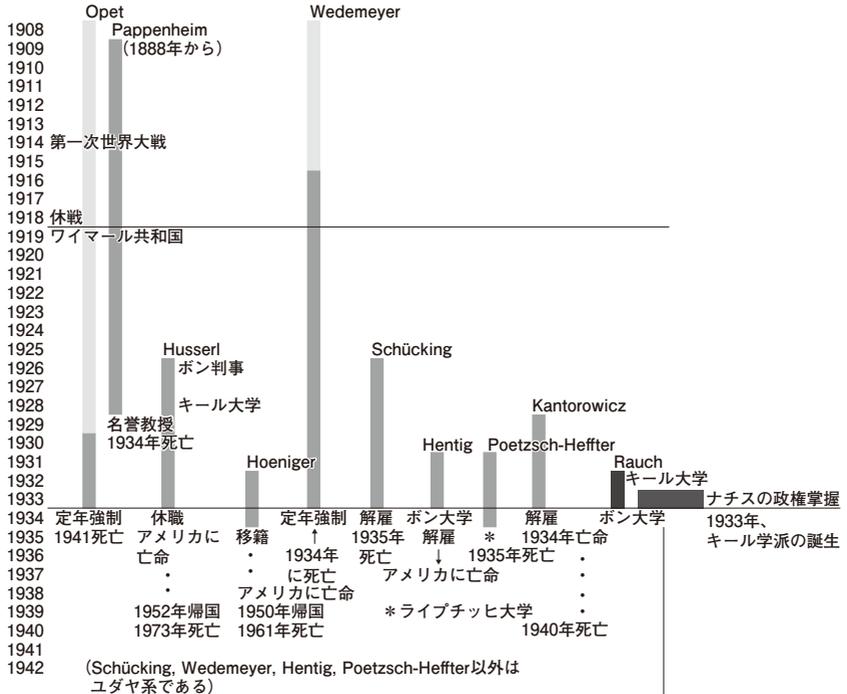




134 Boehmは、1959年に定年
 135 Schmidhauser, 136 Kroeschellは、1960年から継続
 137 Henckelは、1961年から継続

(私講師は省略)
 * 1951年から71年、連邦憲法裁判所の裁判官

キール大学



Busse, 1935年から私講師、1937年に員外教授、1940年に正教授、1941年にゲッチンゲン大学教授
 Dahm, 1933年に正教授、1939年にライプツヒ大学教授
 Eckhardt, 1928年に正教授、1930年にベルリン商科大学教授、1932年にボン大学教授
 Huber, 1933年に正教授、1937年にライプツヒ大学教授
 Ritterbusch, 1935年に正教授、1941年にベルリン大学教授
 Schaffstein, 1935年に正教授、1941年にシュトラスブルク教授
 Siebert, 1935年に員外教授、1937年に正教授、1938年にベルリン大学教授
 Michaelis, 1934年に員外教授、1938年にライプツヒ大学教授
 (Wieacker, 1935/36年に非常勤講師、1937年にライプツヒ大学の員外教授)
 (以上の者は、短期間で他に転出した)
 Larenzのみが、1933年に正教授、戦後までその職にとどまり、1960年にミュンヘン大学教授